

平成 29 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金

児童相談所及び市町村に対する警察からの児童虐待通告等の
実態把握のための調査研究

報告書

平成 30 年 3 月

株式会社 野村総合研究所

目次

I. 調査研究の概要	1
1. 調査研究の背景と目的	1
2. 調査研究の方法	2
II. 警察からの通告及び面前 DV 相談への対応に関する基礎的実態把握	4
1. 回答機関の属性	4
1) 回答市区町村の都市区分〔市区町村〕	4
2) 管轄地域の総人口〔市区町村 問 2, 児童相談所 問 1〕	4
3) 管轄地域の児童人口〔市区町村 問 2, 児童相談所 問 1〕	5
4) 人口に占める児童割合〔市区町村 問 2, 児童相談所 問 1〕	5
5) 児童相談所の運営開始年〔児童相談所 問 3〕	6
2. 児童虐待に関する相談の実態	7
1) 虐待内容別児童虐待相談対応件数〔市区町村 問 4, 児童相談所 問 4〕	7
2) 通告経路別児童虐待相談対応件数〔市区町村 問 4, 児童相談所 問 4〕	8
3) 面前 DV 相談の対応状況〔市区町村 問 4, 児童相談所 問 4〕	10
3. 心理的虐待相談への対応状況(市区町村のみ)	13
1) 心理的虐待相談の通告経路別・援助内容別対応件数〔市区町村 問 5〕	13
2) 助言指導、継続指導を実施する際に活用・連携している事業〔市区町村 問 6〕	14
3) 他機関あっせんの連携先〔市区町村 問 7〕	15
4) 児童相談所送致の判断基準〔市区町村 問 8〕	16
4. 警察からの通告による相談対応の実態	17
1) 警察からの通告時における初期の対応方針〔市区町村 問 9, 児童相談所 問 5〕	17
2) 警察からの通告について面前 DV による心理的虐待相談として計上しなかったケース 〔市区町村 問 10, 児童相談所 問 6〕	19
3) 警察からの通告における被害児童の属性〔市区町村 問 11, 児童相談所 問 7〕	20
4) 警察からの通告における虐待内容別相談対応件数・一時保護が必要となった件数 〔市区町村 問 12, 児童相談所 問 8〕	21
5) 過去 1 年に面前 DV 被害があった児童への身体的虐待相談対応件数 〔市区町村 問 13, 児童相談所 問 9〕	22
6) 警察からの通告における虐待内容・援助内容別件数〔児童相談所 問 10〕	23
7) 「継続指導」「他機関あっせん」の際によく連携を行う機関〔児童相談所 問 11〕	27
III. 面前 DV 相談の状況について	28
1. 通告の状況	28
1) 通告手段〔児童相談所 Q1〕	28
2) 警察から連絡を受けた曜日・時間〔市区町村 Q1, 児童相談所 Q2〕	28
3) 現場までの距離〔市区町村 Q2, 児童相談所 Q3〕	30
2. DV の状況	32
1) DV の加害親〔市区町村 Q3, 児童相談所 Q4〕	32
2) DV の被害親〔市区町村 Q3, 児童相談所 Q4〕	32
3) DV の形態〔市区町村 Q4, 児童相談所 Q5〕	33

3. 面前 DV による被害児童の状況	34
1) 被害児童の性別・年齢〔市区町村 Q5, 児童相談所 Q6〕	34
2) 被害児童の面前 DV による心理的虐待以外の被害状況〔市区町村 Q6, 児童相談所 Q7〕	35
4. 面前 DV による被害児童の家庭環境	36
1) 面前 DV が行われた時点で同じ場所にいたその他の成人〔市区町村 Q8, 児童相談所 Q9〕	36
2) 被害児童と生活をともにしている世帯人数〔市区町村 Q9, 児童相談所 Q10〕	37
3) 被害児童と生活をともにしている人の続柄〔市区町村 Q10, 児童相談所 Q11〕	37
4) 生活保護及び生活困窮者自立支援制度の適用状況〔市区町村 Q11, 児童相談所 Q12〕	38
5. 面前 DV 相談への対応状況	39
1) 被害児童に関する過去の通告の状況〔市区町村 Q12, 児童相談所 Q13〕	39
2) 初期の安否確認〔市区町村 Q13, 児童相談所 Q14〕	41
3) 安否確認に要した時間〔市区町村 Q14, 児童相談所 Q15〕	42
4) 被害児童の一時保護実施の有無〔市区町村 Q15, 児童相談所 Q16〕	43
5) 被害児童に対して行った援助内容〔市区町村 Q16, 児童相談所 Q17〕	44
6) 被害児童に対して行った援助のために連携した機関〔市区町村 Q17, 児童相談所 Q18〕	45
6. 重症度に関するクロス分析	46
1) 児童虐待相談の重症度〔市区町村 Q7, 児童相談所 Q8〕	46
2) 重症度の確からしさ	47
3) 重症度の判断基準	48
4) 重症度に応じた対応	50
IV. 今回の調査から見てきた警察から通告を受けた児童虐待相談(特に面前 DV 相談)に係る 市区町村と児童相談所の対応の比較及び連携の可能性	51
1) 市区町村と児童相談所における児童虐待相談対応件数	51
2) 警察からの通告に対する対応実態	51
3) 市区町村での心理的虐待に対する対応実態	52
4) 面前 DV 相談の重症度	53
5) 市区町村と児童相談所の役割分担の見直しの必要性	54
6) 市区町村と児童相談所の役割分担に向けた今後の検証課題	54

【付属資料】児童虐待対応における警察との連携実態等に関するアンケート調査（調査票）

- 児童相談所用
- 市区町村用

I. 調査研究の概要

1. 調査研究の背景と目的

わが国における児童虐待の相談対応件数は増加傾向にあり、厚生労働省の公表データによれば、全国の児童相談所の児童虐待相談対応件数は、平成 2 年度に統計を取り始めて以降 26 年連続で増加し、平成 28 年度には 12 万件を超えるに至った。中でも、ここ数年は児童の眼前で保護者が配偶者に暴力を振るう「面前 DV」を中心に、警察からの通告が大きな増加要因となっている。通告を受けた児童相談所では、面接等により子どもの安全確認を行うなどの「初期対応」を行い、緊急度などの判断をして対応しているが、業務負荷も急速に高まっている状況にある。

平成 28 年の改正児童福祉法において、児童相談所は市区町村に対する助言・援助や専門的・広域的な対応を要する業務を行い、市区町村は身近な場所における相談・支援を行う、とする役割分担が明記されたが、警察からの通告は、法律上は市区町村に対しても行えるにもかかわらず、実態的に児童相談所に集中している現状にあり、課題となっている。

このため、本調査研究では、児童相談所及び市区町村における児童虐待に関する相談のうち、警察からの通告がどの程度存在し、それに対してどのように対応しているのかに関する実態を定量的に把握する。市区町村に対しては、面前 DV を含む心理的虐待に対しての相談対応の実態を明らかにする。また、対応している児童虐待相談のうち、急増している「面前DV」相談を中心に、市区町村でも対応が可能と考えられる相談の特徴や、その判断のポイント等を分析するために、具体的な相談の状況を把握する。これらにより、急増している警察からの通告等への対応の在り方を検討する際の基礎資料とする。

2. 調査研究の方法

1) 調査設計

児童虐待への対応に関する実態を把握することを目的として、全国の児童相談所と市区町村に対し、アンケートによる実態調査を行った。児童相談所と市区町村の対応内容や方法等の比較分析を行うため、中核となる設問は共通の設問とした、ただし調査票は市区町村向けと児童相談所向けの 2 種類とし、市区町村のみが回答する設問、児童相談所のみが回答する設問も一部含まれている。また同じ設問でも、児童虐待相談対応の実態に即して、選択肢が異なる場合がある。

調査は、基礎的な実態把握のための基本調査と個別の児童虐待相談(面前 DV 相談)に関するケース調査に分けて設計をした。

具体的な調査項目は以下に示す I ～ V のブロックで構成する。I、II は基礎的な情報として取得。III、IV は本調査事業において明らかにしたい、警察からの児童虐待通告の実態と、市区町村での心理的虐待に対する対応の実態を把握するための設問項目である。V は個別の虐待相談についてのケース調査であり、基本調査では分からない実態をより詳細に把握するための設問である。なお、III は市区町村のみが対象となる設問である。

また、調査票の設計に際しては、児童虐待に関する課題に対応する専門家の養成及び情報の集約・発信を行う拠点である「子どもの虹情報研修センター」のセンター長川崎二三彦様、研究部長川松亮様、研修部長増沢高様の助言を踏まえて検討を行った。

I 児童相談所・市区町村の基本情報について(児童相談所・市区町村共通)

児童虐待に関する業務を担当する部署や職員数等に関する設問

II 児童虐待に関する相談の実態について(児童相談所・市区町村共通)

平成 28 年度の 1 年間で対応した児童虐待相談の虐待内容別、通告経路別の件数に関する設問

III 心理的虐待への対応状況について(市区町村のみが回答)

心理的虐待(面前 DV を含む)に着目をして、その援助内容、連携する他機関、活用する事業などに関する設問

IV 警察からの通告による相談対応の実態について(児童相談所・市区町村共通)

警察からの通告に着目をして、初期対応の方針、援助内容などに関する設問

V 面前 DV ケースの状況について(児童相談所・市区町村共通)

警察から通告があった面前 DV ケースに着目をして、個別の 1 ケースに関する詳細な設問
回答するケース数は、児童相談所では 2 件、市区町村では 1 件としている

2) 調査対象 と 回収状況

全国の児童相談所および市区町村を対象に、悉皆調査として実施した。

	<配布数>	<回収数>	<有効回答率>
・平成 28 年 4 月 1 日時点で開設していた児童相談所	209 箇所	181 箇所	(86.6%)
・全国の市区町村	1,741 箇所	1,175 箇所	(67.4%)
合 計	1,950 箇所	1,356 箇所	(69.5%)

3) 調査方法

郵送により調査票を送付・回収

4) 調査期間

平成 29 年 12 月 1 日～12 月 20 日(平成 30 年 1 月 8 日着分まで有効)

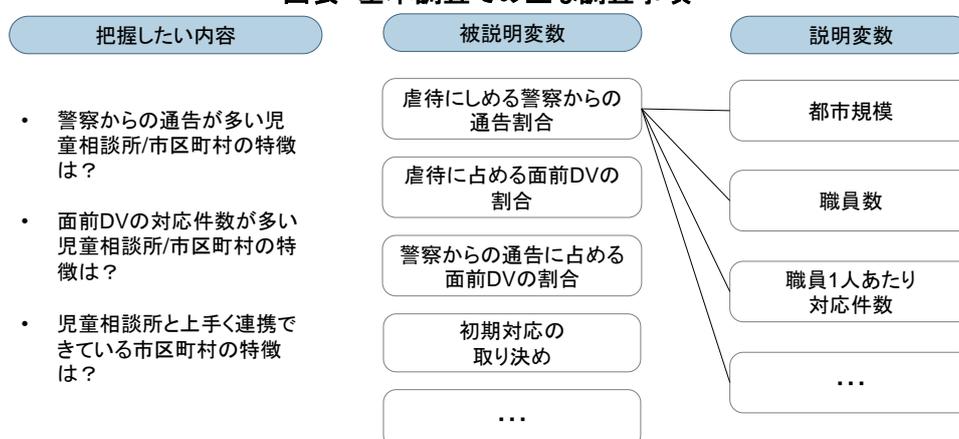
5) 集計・分析の方法

アンケート調査では、相談対応件数を機関単位で定量的に把握する基本調査とともに、警察から通告を受けて相談対応を行った個別の「面前 DV」相談を取り上げたケース調査を組み込むことにより、個別事例に関する質的調査の要素を取り入れることとした。

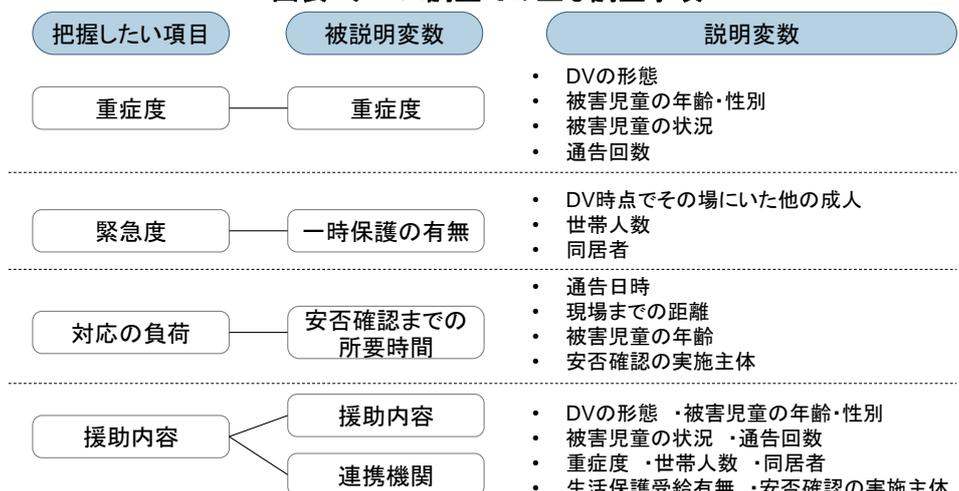
基本調査では、児童相談所と市区町村の対応の傾向の違いに関して比較分析を行った。さらに、機関あたりの対応件数、人口 10 万人あたりの対応件数、専門職 1 人あたりの対応件数などのデータを統計的に作成した。

一方、ケース調査の分析では、児童相談所と市区町村の個別の相談対応に関する詳細な情報を取得して、比較分析を行うとともに、各児童虐待相談の緊急度、対応の難易度、重症度などがどのように判断されているのかに関してクロス分析を行った。

図表 基本調査での主な調査事項



図表 ケース調査での主な調査事項



これらの調査結果から、面前 DV の通告を受けた児童相談所や市区町村に発生する業務の内容やその負荷を把握するとともに、面前 DV への相談対応における効率化の余地について検討を行った。

なお、調査結果の解釈や調査結果からの提言の方向性などについては、前述した「子どもの虹情報研修センター」の川松様、増沢様とディスカッションを実施してご意見を頂戴した。

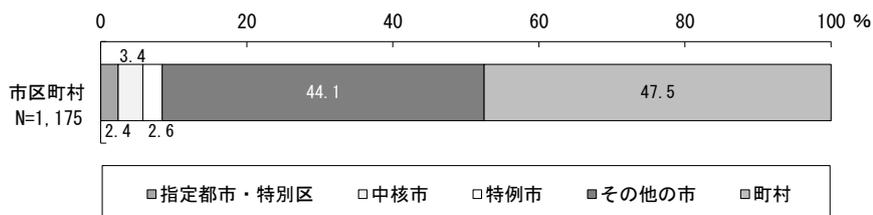
II. 警察からの通告及び面前 DV 相談への対応に関する基礎的実態把握

1. 回答機関の属性

1) 回答市区町村の都市区分〔市区町村〕

回答した市区町村の 47.5%が「町村」、次いで 44.1%が「その他の市」、3.4%が「中核市」であった。これは、日本の市区町村の分布と概ね一致しており、回答が特定のセグメントに偏っているということがないことが確認された。

図表 回答市区町村の都市区分



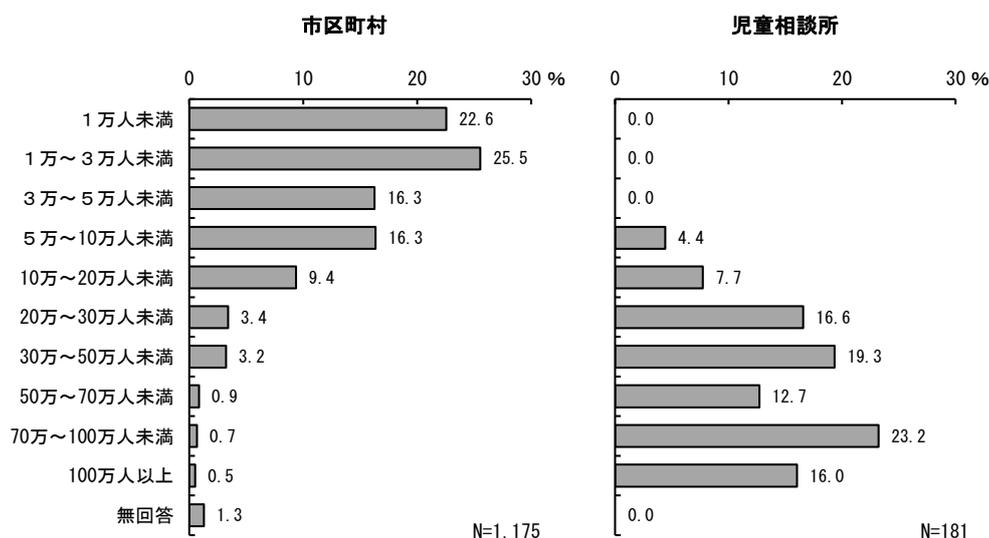
2) 管轄地域の総人口〔市区町村 問2, 児童相談所 問1〕

市区町村では、管轄地域内の総人口が「1万～3万人未満」が最も多く25.5%、次いで、「1万人未満」が22.6%、「3万～5万人未満」と「5万～10万人未満」が16.3%であった。

一方、児童相談所では、「70万～100万人未満」が23.2%で最も多く、次いで、「30万～50万人未満」が19.3%、「20万～30万人未満」が16.6%となっている。

市区町村と児童相談所で管轄している地域の人口に大きな違いが現れており、児童相談所がより多くの人口を対象としているという特徴が現れている。

図表 管轄地域の総人口



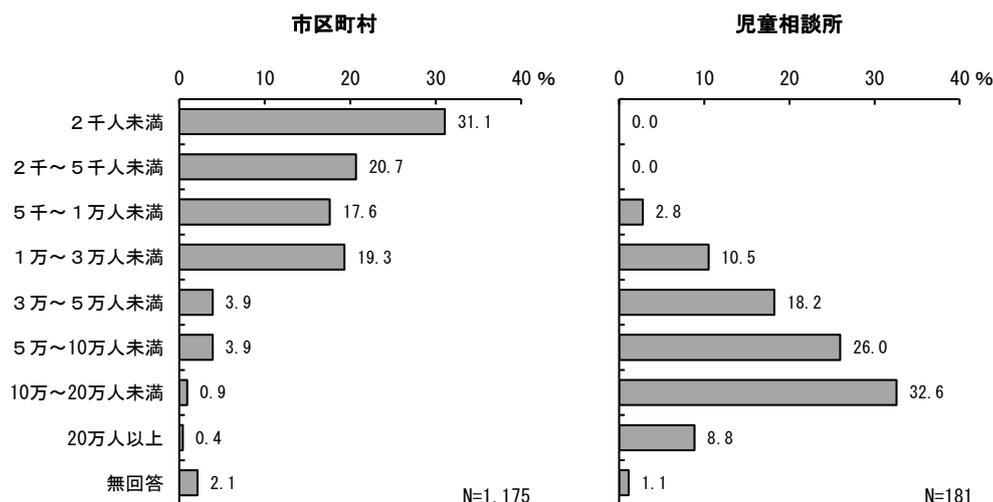
3) 管轄地域の児童人口〔市区町村 問2, 児童相談所 問1〕

市区町村では管轄内の児童人口は「2千人未満」が31.1%で最も多く、次いで「2千～5千人未満」が20.7%、「1万～3万人未満」が19.3%となっている。

一方で、児童相談所では「10万～20万人未満」が32.6%で最も多く、次いで「5万～10万人未満」が26.0%、「3万～5万人未満」が18.2%であった。

こちらも、前問と同様に市区町村と児童相談所で管轄地域の児童人口に大きく差が見られ、児童相談所の方がより多くの児童を対象としているという特徴を現している。

図表 管轄地域の児童人口



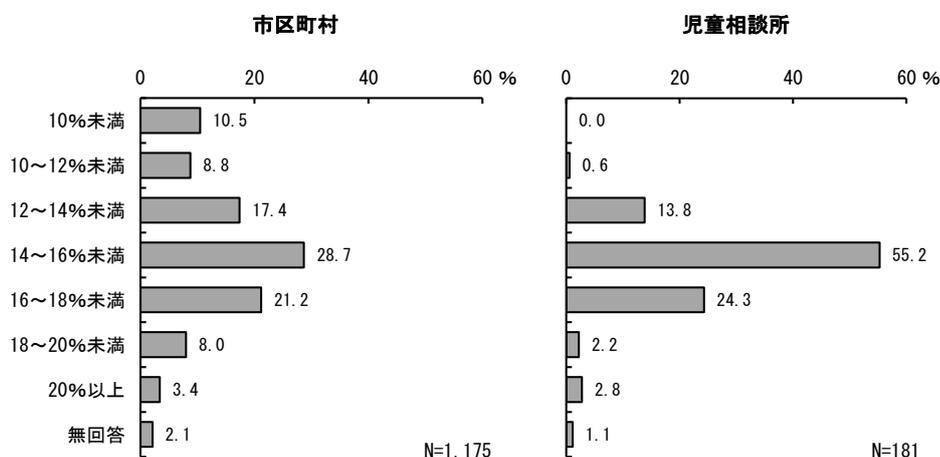
4) 人口に占める児童割合〔市区町村 問2, 児童相談所 問1〕

市区町村では人口に占める児童の割合が「14～16%未満」が28.7%で最も多く、次いで「16～18%未満」が21.2%、「12～14%未満」が17.4%。また、「10%未満」が10.5%となっている。

一方で、児童相談所で最も多かったのは、市区町村と同じく「14～16%未満」で55.2%、次いで「16～18%未満」が24.3%、「12～14%未満」が13.8%となっている。

市区町村では少子化に直面している自治体がある一方で、児童相談所の管轄範囲では児童人口の割合は比較的平準化されていると言える。

図表 人口に占める児童割合

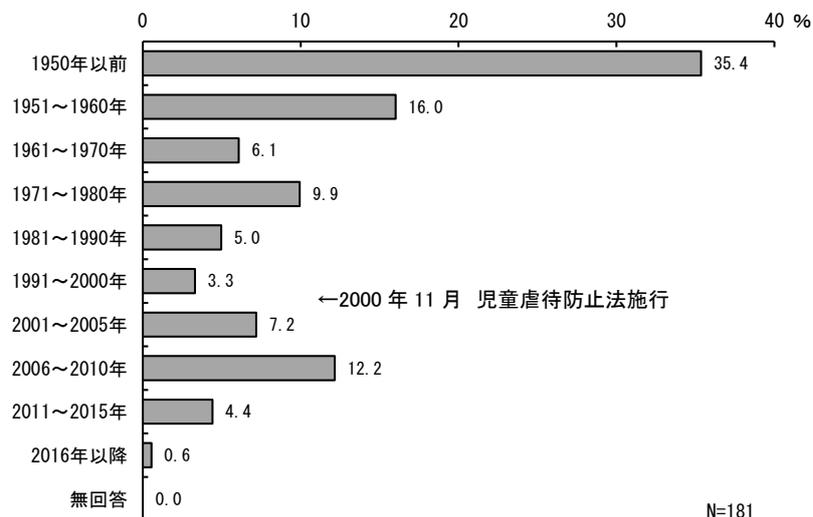


5) 児童相談所の運営開始年〔児童相談所 問3〕

最も多いのは「1950 年以前」から運営している児童相談所で 35.4%となっている。次いで、「1951～1960 年」に設立された児童相談所が 16.0%、「2006～2010 年」が 12.2%となっている。

2000 年 11 月の児童虐待の防止等に関する法律の施行以降、児童相談所の新設が増加した。

図表 児童相談所の運営開始年



2. 児童虐待に関する相談の実態

本章では、児童相談所・市区町村それぞれにおける平成 28 年度中の児童虐待相談の対応件数及びその中で虐待内容別の内訳、通告経路別の内訳を算出して、児童虐待相談の実態を定量的に把握する。

1) 虐待内容別児童虐待相談対応件数〔市区町村 問 4, 児童相談所 問 4〕

本項目に関しては、回答計、1 機関当たり平均件数、人口 10 万人当たり平均件数、専門職 1 人当たり平均件数の 4 種類の数値を作成した。

回答計とは、回答のあった 1,101 自治体及び 164 の児童相談所が回答した数値の単純合計である。

回答計は市区町村が 70,762 件であるのに対して、児童相談所では 93,394 件であった。虐待内容別の内訳を見てみると、市区町村ではネグレクトと心理的虐待がほぼ同数でそれぞれ全体の約 35%を占めているのに対して、児童相談所では心理的虐待が 52%を占めている。また、児童相談所の心理的虐待の半数は面前 DV に該当するものとなっている。

次に、1 機関あたりで見ると、市区町村では 64.3 件であるのに対して、児童相談所では 569.5 件と、約 9 倍となっている。

人口 10 万人あたりで見ると、市区町村では平均 79.7 件であるのに対して、児童相談所では 86.8 件であり、人口当たりの件数では、市区町村と児童相談所で大きな開きはない。

専門職^{*1}人当たりの虐待対応件数を比較すると、市区町村では 16.9 件であるのに対して、児童相談所では 30.3 件と約 2 倍の開きがある。この 30.3 件のうち、面前 DV が 7.7 件であり、全体の約 1/4 が面前 DV で占められている。面前 DV の件数を比較すると市区町村では専門職 1 人当たり 2.2 件に対し、児童相談所では 7.7 件と 3.5 倍になっている。

図表 虐待内容別児童虐待相談対応件数

虐待内容別	市区町村					児童相談所				
	回答計	(構成比)	1自治体当たり平均件数	人口10万人当たり平均件数	児童福祉司同様の資格を持つ職員及びその他の専門職員1人当たり平均件数	回答計	(構成比)	1児童相談所当たり平均件数	人口10万人当たり平均件数	児童福祉司及び児童心理司1人当たり平均件数(スーパーバイザーは含まない)
	N=1,101	N=1,101	N=1,101	N=1,086	N=946	N=164	N=164	N=164	N=164	N=164
身体的虐待	20,254	28.6%	18.4	22.3	4.8	24,080	25.8%	146.8	22.3	7.8
性的虐待	712	1.0%	0.6	1.0	0.2	1,216	1.3%	7.4	1.2	0.4
ネグレクト	24,855	35.1%	22.6	28.5	6.0	19,907	21.3%	121.4	19.1	6.7
心理的虐待	24,941	35.2%	22.7	27.9	6.0	48,191	51.6%	293.8	44.1	15.4
うち、面前DV	8,481	12.0%	7.7	10.4	2.2	24,031	25.7%	146.5	21.9	7.7
全 体	70,762	100%	64.3	79.7	16.9	93,394	100%	569.5	86.8	30.3

注) 無回答を除いて集計しているため N 数は回収数と一致しない

*1 専門職数の定義は、市区町村では児童虐待に関する業務を担当する職員の中で「児童福祉司と同様の資格を有する職員」と「その他の専門職(保健師、助産師、保育士、児童厚生員、社会福祉士、精神保健福祉士、心理職、その他)」の合計数としている。一方、児童相談所では職員の中で「児童福祉司(児童福祉司スーパーバイザーを除く)」と「児童心理司」の合計数としている。

2) 通告経路別児童虐待相談対応件数〔市区町村 問 4, 児童相談所 問 4〕

本項目でも同様に、回答計、1 機関当たり平均件数、人口 10 万人当たり平均件数、専門職 1 人当たり平均件数の 4 種類の数値を作成した。

回答計を見ると、市区町村では「児童相談所」が 19.1%と最多であり、次いで、「学校」が 16.0%、「保健センター」が 9.2%、「家族・親戚」が 9.1%となっている。

一方、児童相談所では「警察等」が 44.7%と約半数を占めており最も多く、次いで、「近隣・知人」、「家族・親戚」が続く。

1 自治体当たり平均件数、人口 10 万人当たり平均件数でも同様の傾向が見られる。

専門職 1 人当たりの平均対応件数を見ると市区町村では最多の「児童相談所」が 3.5 件、次いで「学校」が 2.8 件、「家族・親戚」が 1.6 件となっている。

一方で児童相談所では、最多の「警察等」が 12.8 件、「近隣・知人」が 4.1 件、「家族・親戚」が 2.9 件となっている。また「警察等」からの通告の 12.8 件のうち約半数の 6.3 件は「面前 DV」に関する通告となっている。

児童相談所の職員が対応している児童虐待全体の中で、「警察等」からの通告のものがおよそ 4 割であり、更にその半数が面前 DV 通告となっている。

図表 通告経路別児童虐待相談対応件数

通告経路別	市区町村					児童相談所				
	回答計 (構成比)	1自治体当 たり平均件 数	人口10万人 当たり平均 件数	児童福祉司 同様の資格 を持つ職員 及びその他の 専門職員1人 当たり平均件 数	回答計 (構成比)	1児童相談 所当たり平 均件数	人口10万人 当たり平均 件数	児童福祉司 及び児童心 理士1人当 たり平均件 数 (スーパーバ イザーは含ま ない)		
警察等	2,347 3.3%	2.1	3.4	0.8	44,035 44.7%	256.0	36.8	12.8		
うち、面前DV	1,016 1.4%	0.9	1.6	0.4	20,802 21.1%	120.9	18.1	6.3		
家族・親戚	6,552 9.1%	5.9	6.8	1.6	8,849 9.0%	51.4	8.4	2.9		
近隣・知人	5,413 7.5%	4.8	4.8	1.2	14,360 14.6%	83.5	11.3	4.1		
児童本人	384 0.5%	0.3	0.5	0.1	868 0.9%	5.0	0.8	0.3		
児童相談所	13,687 19.1%	12.2	13.1	3.5	5,229 5.3%	30.4	4.7	1.6		
福祉事務所	5,947 8.3%	5.3	5.1	1.2	5,415 5.5%	31.5	5.9	2.0		
保健センター	6,589 9.2%	5.9	6.8	1.4	636 0.6%	3.7	0.6	0.2		
児童委員	852 1.2%	0.8	0.9	0.2	160 0.2%	0.9	0.1	0.0		
保育所	4,775 6.7%	4.3	6.3	1.1	810 0.8%	4.7	0.8	0.3		
児童福祉施設（保育所除く）	1,014 1.4%	0.9	1.2	0.2	738 0.7%	4.3	0.8	0.3		
幼稚園	797 1.1%	0.7	1.1	0.2	217 0.2%	1.3	0.2	0.1		
学校	11,484 16.0%	10.3	14.5	2.8	6,776 6.9%	39.4	6.9	2.4		
教育委員会等	1,662 2.3%	1.5	2.3	0.4	318 0.3%	1.8	0.5	0.2		
保健所	1,218 1.7%	1.1	0.4	0.1	193 0.2%	1.1	0.2	0.1		
医療機関	1,737 2.4%	1.6	1.5	0.3	2,491 2.5%	14.5	2.2	0.8		
その他	7,250 10.1%	6.5	8.9	1.6	7,448 7.6%	43.3	7.0	2.5		
全 体	71,708 100%	64.1	77.7	16.7	98,543 100%	572.9	87.1	30.4		

注) 無回答を除いて集計しているため N 数は回収数と一致しない

各機関の所在地区別に、児童虐待の相談対応件数及び警察等からの通告による相談対応件数を集計した。なお、児童相談所については設置主体に関わらず、該当する児童相談所の所在地の都市区分で分類している。

市区町村では、「その他の市」において、警察等からの通告に係る面前 DV 相談の 61.8%に対応している。

図表 所在地区別児童虐待相談対応件数

			件数			構成比		
			合計			合計		
					うち警察等からの通告			うち警察等からの通告
市	指定都市・特別区	N=24						
区	中核市	N=39	14,967	265	77	20.9%	11.3%	7.6%
町	特例市	N=27	4,622	117	45	6.4%	5.0%	4.4%
村	その他の市	N=486	35,193	1,385	628	49.1%	59.0%	61.8%
	町村	N=543	5,085	290	160	7.1%	12.4%	15.7%
合計			71,708	2,347	1,016	100%	100%	100%
児童相談所	指定都市・特別区	N=38	37,097	16,589	7,755	37.6%	37.7%	37.3%
	中核市	N=38	23,032	10,354	5,028	23.4%	23.5%	24.2%
	特例市	N=21	15,935	7,866	3,135	16.2%	17.9%	15.1%
	その他の市	N=74	22,366	9,181	4,860	22.7%	20.8%	23.4%
	町村	N=1	113	45	24	0.1%	0.1%	0.1%
合計			98,543	44,035	20,802	100%	100%	100%

注) 無回答を除いて集計しているため N 数は回収数と一致しない

3) 面前 DV 相談の対応状況〔市区町村 問 4, 児童相談所 問 4〕

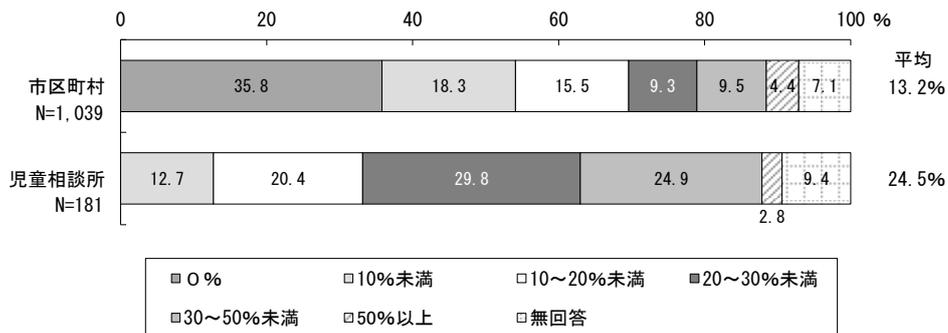
(1) 児童虐待相談全体に占める面前 DV 相談の割合〔市区町村 問 4, 児童相談所 問 4〕

児童虐待相談全体に占める面前 DV 相談の割合が「0%」である市区町村は市区町村全体の割合 35.8%を占めており最も多い。次いで、「10%未満」の市区町村が 18.3%、「10～20%未満」の市区町村が 15.5%で、市区町村における児童虐待相談全体に占める面前 DV 相談の割合の平均は 13.2%である。

一方で、児童相談所においては児童虐待相談全体に占める面前 DV 相談の割合が「20～30%未満」である児童相談所が 29.8%を占めている多。次いで、「30～50%未満」の児童相談所が 24.9%、「10～20%未満」の児童相談所が 20.4%であり、児童相談所における児童虐待相談全体に占める面前 DV 相談の割合の平均は 24.5%となっている。

児童虐待全体に占める面前 DV 相談の割合は市区町村と児童相談所で約 2 倍の差がある。また、市区町村では「0%」および「10%未満」の割合が高いことから、面前 DV 相談がほとんどない市区町村も存在していると言える。一方で、児童相談所では「0%」の回答をしている児童相談所はなく、どの児童相談所でも面前 DV 相談の対応実績を有している。

図表 児童虐待相談全体に占める面前 DV 相談の割合

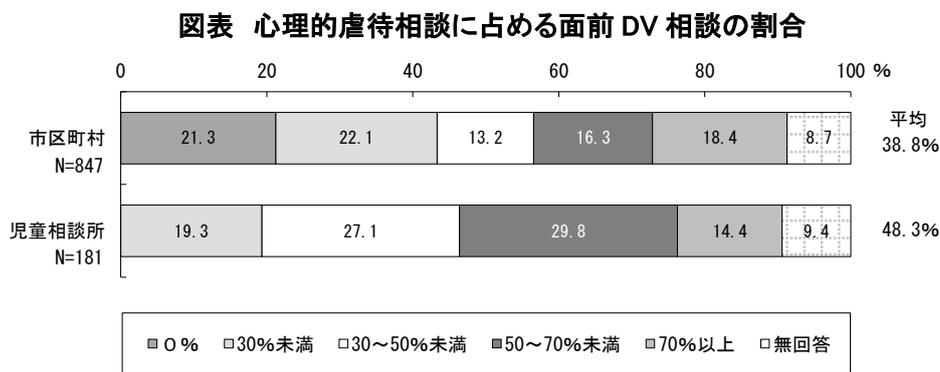


注) 児童虐待相談対応件数を回答している場合のみを集計対象としているため、N 数は回収数と一致しない

(2) 心理的虐待相談に占める面前 DV 相談の割合〔市区町村 問 4, 児童相談所 問 4〕

市区町村においては心理的虐待相談に占める面前 DV 相談の割合が「30%未満」である市区町村が最も多く 22.1%を占めている。次いで、「0%」の市区町村が 21.3%を占め「70%以上」の市区町村が 18.4%を占めている。心理的虐待相談に占める面前 DV 相談の割合の平均は市区町村では 38.3%である。一方で、児童相談所においては心理的虐待相談に占める面前 DV 相談の割合が「50~70%未満」の児童相談所が最も多く 29.8%を占めている。次いで、「30~50%未満」の児童相談所が 27.1%、「30%未満」の児童相談所が 19.3%であり、心理的虐待相談に占める面前 DV 相談の割合の平均は児童相談所では 48.3%となっている。

市区町村では割合にばらつきが見られるが、これは分母となる心理的虐待の相談件数がそれほど多くない市区町村も含まれることが要因の 1 つと考えられる。

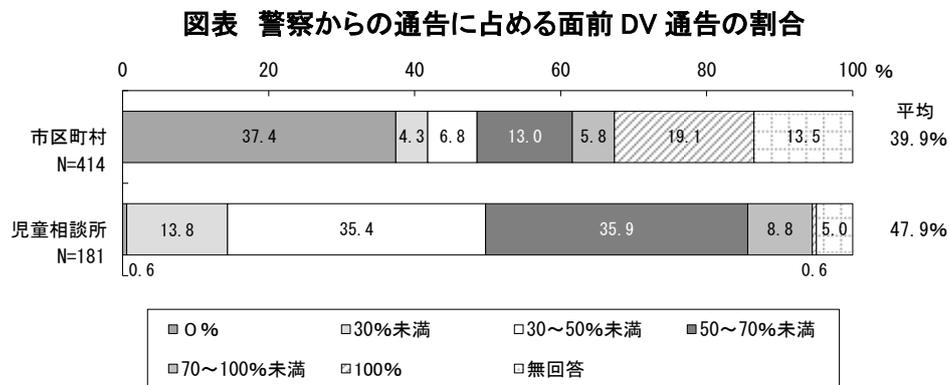


注) 心理的虐待相談対応件数を回答している場合のみを集計対象としているため、N 数は回収数と一致しない

(3) 警察からの通告に占める面前 DV 通告の割合〔市区町村 問 4, 児童相談所 問 4〕

市区町村においては警察からの通告に占める面前 DV 通告の割合が「0%」の市区町村が 37.4%で最も多く、次いで「100%」の市区町村が 19.1%、「50～70%未満」の市区町村が 13.0%である。警察からの通告に占める面前 DV 通告の割合の平均は市区町村では 39.9%である。2-2) で見たように、警察からの通告は 1 自治体当たり平均で 2.1 件に留まるため、その中で面前 DV に占める割合を算出すると、分母の値が小さいために値にばらつきが生じていると考えられる。

一方で、児童相談所においては警察からの通告に占める面前 DV 通告の割合が「50～70%未満」の児童相談所が最も多く 35.9%を占め、次いで「30～50%未満」の児童相談所が 35.4%を占め、「30%未満」の児童相談所が 13.8%を占めている。警察からの通告に占める面前 DV 通告の割合の平均は児童相談所では 47.9%となっている。警察からの通告の約半数が面前 DV で占められており、児童相談所別の構成比のばらつきも市区町村に比べて小さい。



注) 警察等からの児童虐待通告件数を回答している場合のみを集計対象としているため、N 数は回収数と一致しない

3. 心理的虐待相談への対応状況(市区町村のみ)

本章では、市区町村が心理的虐待相談に対してどのような援助を行っているのか、またその際にどのような工夫・連携が行われているのかという観点から、市区町村における児童虐待相談対応の実態について、特に心理的虐待相談を対象を絞って分析を実施する。

1) 心理的虐待相談の通告経路別・援助内容別対応件数〔市区町村 問5〕

本項目では、平成28年度中に市区町村が対応した心理的虐待相談について、回答計、1自治体当たり平均件数、人口10万人当たり平均件数、専門職1人当たり平均件数の4種類の数値を作成した。

心理的虐待の件数に着目すると、警察からの通告が1,539件であり、これは警察以外からの通告も足し合わせた22,708件に対して6.8%となっている。

1自治体あたりの平均件数を見てみると、心理的虐待全体では、「警察」からの通告件数が1.9件、「その他」からの通告が27.9件である。専門職1人当たり平均件数では、「警察」からの通告件数が0.7件、「その他」からの通告が7.2件である。

次に、援助内容の内訳に着目すると、警察からの通告では「助言指導」が30.3%、「継続指導」が35.4%、「児童相談所送致」は3.5%となっている。その他からの通告では、「助言指導」が24.6%、「継続指導」が54.4%、「児童相談所送致」は1.3%となっている。通告経路を問わず、「助言指導」及び「継続指導」が全体の約2/3を占めており、警察と警察以外からの通告で行われている援助に差は見られない。

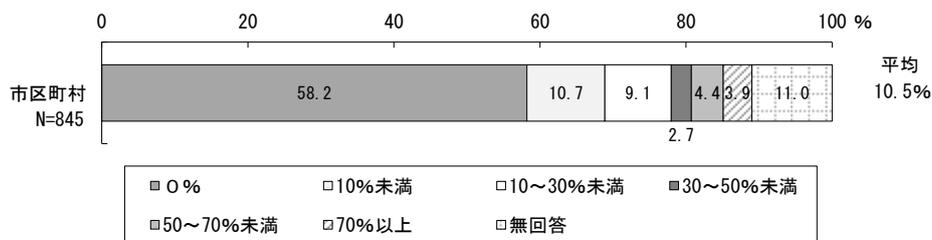
図表 心理的虐待相談の通告経路別・援助内容別対応件数

	警察								その他(警察以外)							
	回答計	うち前DV			回答計	うち前DV			回答計	うち前DV			回答計	うち前DV		
		1自治体当たり平均件数	人口10万人当たり平均件数	児童福祉司同様の資格を持つ職員及びその他の専門職員1人当たり平均件数		1自治体当たり平均件数	人口10万人当たり平均件数	児童福祉司同様の資格を持つ職員及びその他の専門職員1人当たり平均件数		1自治体当たり平均件数	人口10万人当たり平均件数	職員1人当たり平均件数		1自治体当たり平均件数	人口10万人当たり平均件数	職員1人当たり平均件数
N=816	N=816	N=807	N=713	N=815	N=815	N=807	N=712	N=758	N=758	N=751	N=659	N=720	N=720	N=713	N=633	
心理的虐待合計	1,539	1.9	3.2	0.7	1,067	1.3	2.3	0.5	21,169	27.9	33.8	7.2	6,415	8.9	11.6	2.4
面接指導	467	0.6	1.1	0.2	359	0.4	0.8	0.2	5,214	6.9	8.6	2.1	1,559	2.2	2.9	0.7
助言指導	545	0.7	0.9	0.2	363	0.4	0.7	0.1	11,532	15.2	17.0	3.4	3,254	4.5	5.7	1.0
継続指導	98	0.1	0.3	0.1	72	0.1	0.2	0.0	691	0.9	1.9	0.3	308	0.4	0.8	0.1
他機関あっせん	54	0.1	0.3	0.0	37	0.0	0.2	0.0	269	0.4	0.9	0.1	82	0.1	0.3	0.0
児童相談所送致	375	0.5	0.6	0.2	236	0.3	0.5	0.1	3,463	4.6	5.4	1.3	1,212	1.7	2.0	0.5
その他																

注) 問5に回答している場合のみを集計対象としているため、N数は回収数と一致しない

市区町村に通告された心理的虐待相談のうち、警察からの通告割合を見てみると、「0%」、つまり、警察からは心理的虐待の通告が存在しなかった市区町村が58.2%と過半数を占める。次いで「10%未満」が10.7%、「10~30%未満」が9.1%となっており、平均は10.5%である。

図表 心理的虐待相談のうち、警察からの通告が占める割合



注) 心理的虐待相談対応件数を回答している場合のみを集計対象としているため、N数は回収数と一致しない

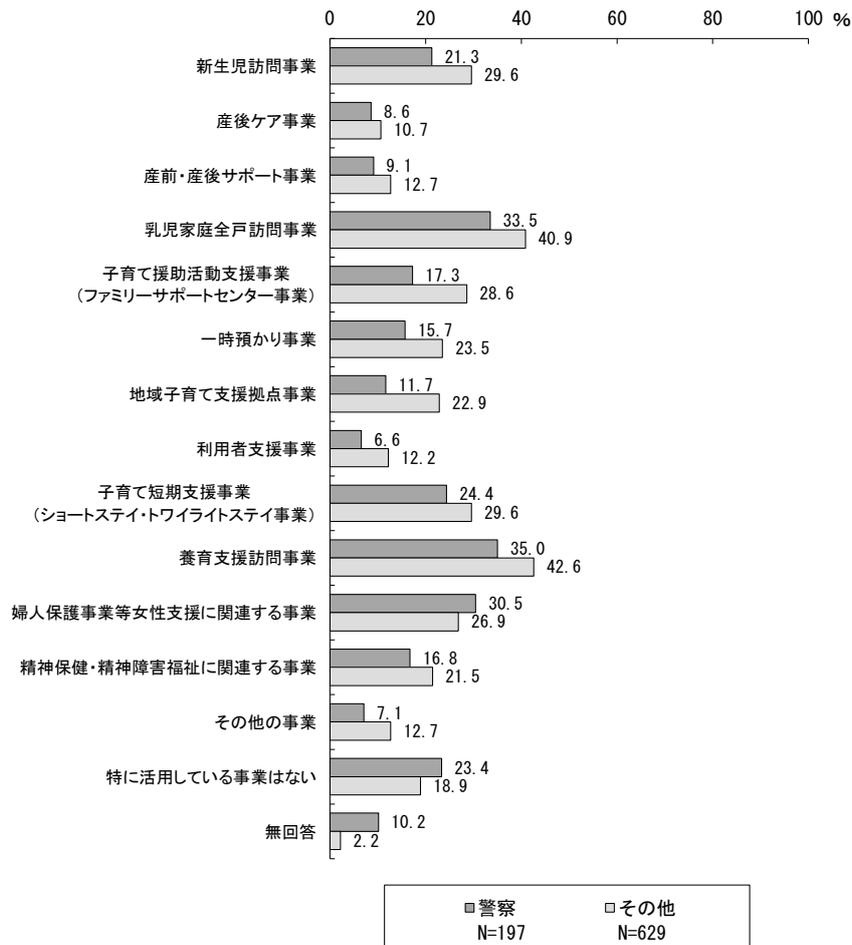
2) 助言指導、継続指導を実施する際に活用・連携している事業〔市区町村 問6〕

警察から通告があった心理的虐待相談に対して助言指導、継続指導を実施する際に、最も活用されている事業は「養育支援訪問事業」で35.0%、次いで「乳児家庭全戸訪問事業」で33.5%、「婦人保護事業等女性支援に関連する事業」で30.5%となっている。

その他の通告経路のものに関して最も活用されている事業は、同じく「養育支援訪問事業」で42.6%、次いでこちらも同じく「乳児家庭全戸訪問事業」で40.9%、「新生児訪問事業」で29.6%となっている。

多くの市区町村では保有する事業を活用して心理的虐待相談への対応を実施していることが分かる。

図表 助言指導、継続指導を実施する際に活用・連携している事業(複数回答)



注) 問5で「助言指導」「継続指導」の件数を回答している場合のみを集計対象としているため、N数は回収数と一致しない

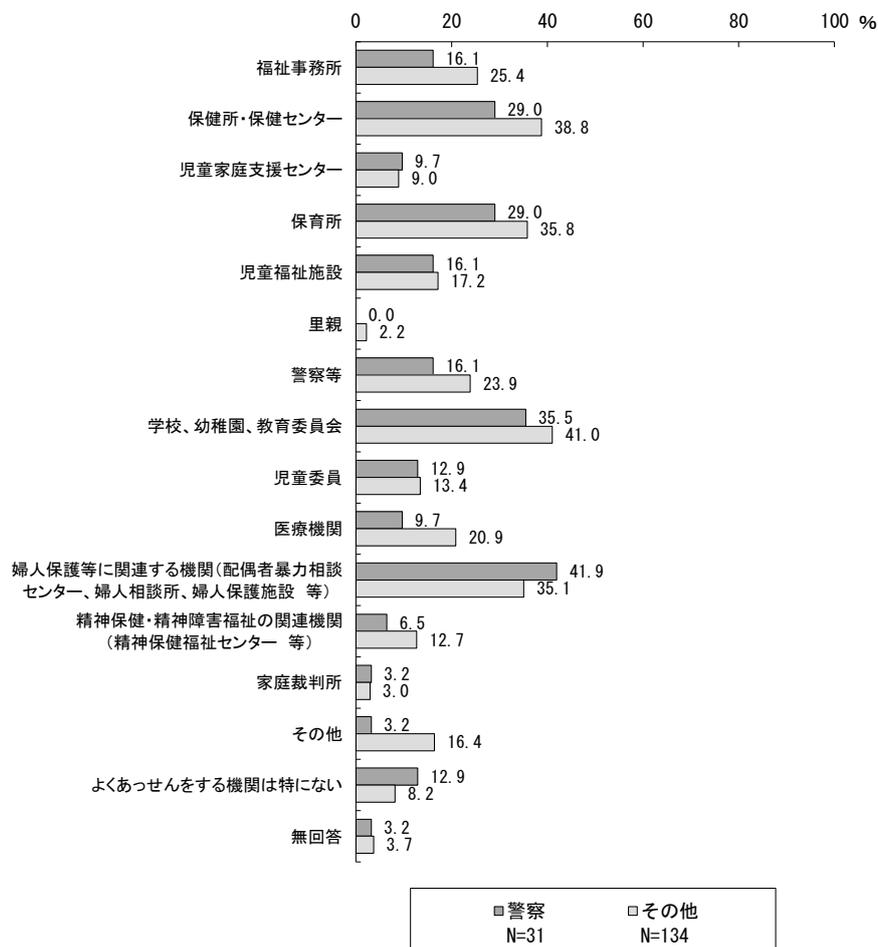
3) 他機関あっせんの連携先〔市区町村 問7〕

心理的虐待相談の援助内容として、「他機関あっせん」が行われる場合によく連携する機関としては、警察からの通告では「婦人保護等に関連する機関」が41.9%で最も多く、次いで、「学校・幼稚園・教育委員会」が35.5%、「保健所・保健センター」と「保育所」が29.0%となっている。

その他の通告経路では、「学校・幼稚園・教育委員会」が41.0%で最も多く、次いで「保健所・保健センター」が38.8%、「保育所」が35.8%となっている。

警察からの通告では他機関あっせんの連携先として、配偶者暴力相談センター、婦人相談所、婦人保護施設等の「婦人保護に関連する機関」が41.9%、その他の通告経路でも35.1%であり、これらの機関と市区町村の連携は活発に行われていると言える。

図表 他機関あっせんの連携先(複数回答)

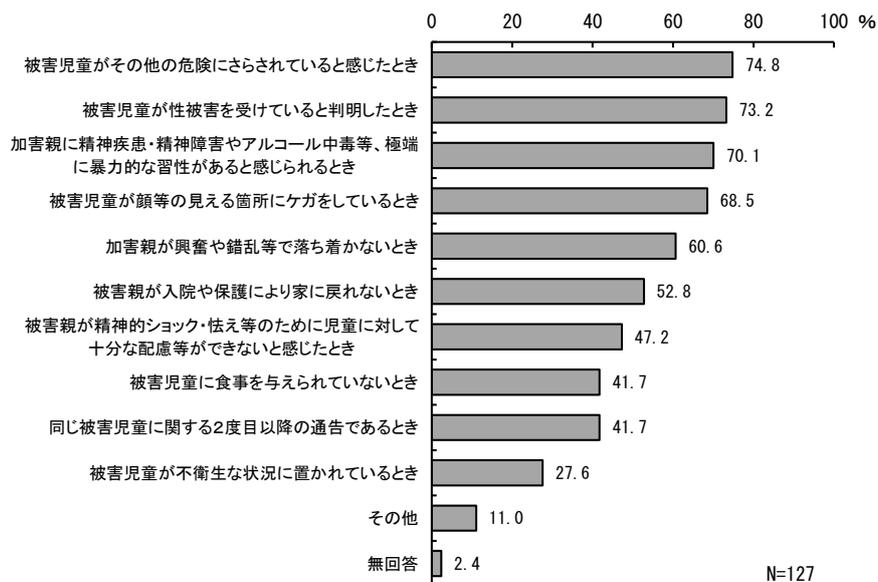


注) 問5で「他機関あっせん」を回答している場合のみを集計対象としているため、N数は回収数と一致しない

4) 児童相談所送致の判断基準〔市区町村 問8〕

心理的虐待相談への対応において「児童相談所送致」がなされた際に、送致を決定した判断として最も多いのは「被害児童がその他の危険にさらされていると感じたとき」で74.8%、次いで「被害児童が性被害を受けていると判明したとき」が73.2%、「加害親に精神疾患・精神障害やアルコール中毒等、極端に暴力的な習性があると感じられるとき」が70.1%、「被害児童が顔等の見える箇所にケガをしているとき」が68.5%となっている。

図表 児童相談所送致の判断基準(複数回答)



注) 問5で「児童相談所送致」を回答している場合のみを集計対象としているため、N数は回収数と一致しない

4. 警察からの通告による相談対応の実態

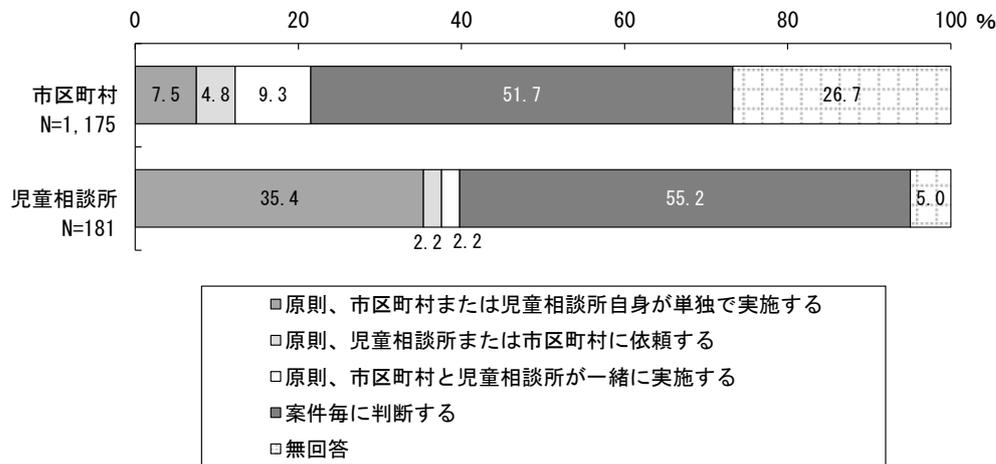
1) 警察からの通告時における初期の対応方針〔市区町村 問9, 児童相談所 問5〕

「初期の対応方針」とは、通告を受けた際の初回の安否確認の対応方針を指すが、市区町村、児童相談所共に、「案件毎に判断する」が最も多く、市区町村で51.7%、児童相談所で55.2%と過半数を超えている。

次点以降には違いが見られる。市区町村では「原則、市区町村と児童相談所が一緒に実施する」が9.3%を占め、「原則、市区町村自身が単独で実施する」が7.5%、「原則、児童相談所に依頼する」が4.8%となっている。児童相談所では「原則、児童相談所自身が単独で実施する」が35.4%を占め、「原則、市区町村に依頼する」「原則、児童相談所と市区町村が一緒に実施する」がともに2.2%となっている。

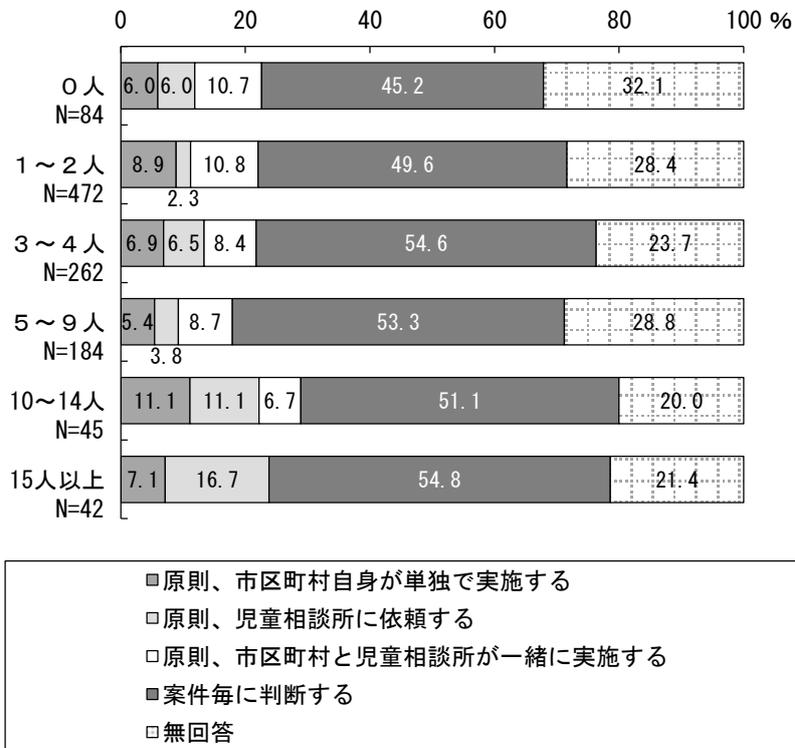
市区町村では初期の安否確認について、児童相談所と連携をしながら実施しているということがうかがえる一方で、児童相談所は単独で安否確認を実施することが多いと言える。

図表 警察からの通告時における初期の対応方針



市区町村について、所属する専門職員数別に初期の対応方針を見ると、専門職員数が少ない市区町村ほど「原則、市区町村と児童相談所が一緒に実施する」の割合が高くなる傾向が見受けられ、職員数が少ない市区町村でも児童相談所と連携して初期対応を行っていると考えられる。

図表 専門職員数別の警察からの通告時における対応方針



注) 職員数を回答している場合のみを集計対象としているため、N数は回収数と一致しない

2)警察からの通告について面前 DV による心理的虐待相談として計上しなかったケース〔市区町村 問 10, 児童相談所 問 6〕

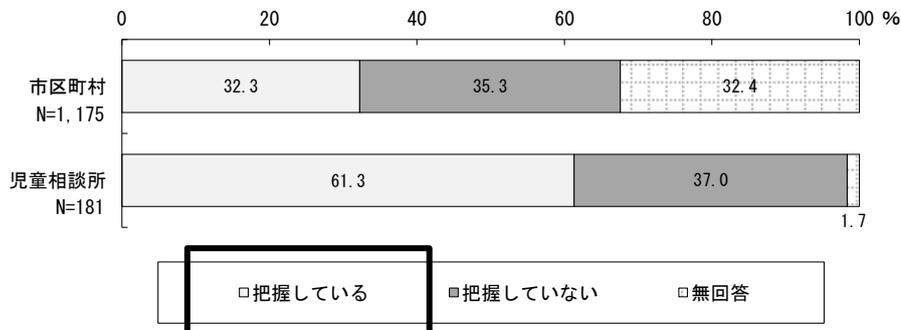
警察からの通告において、当初は面前 DV 相談であるとして通告を受けたが、実態は面前 DV に該当しないケース(統計上、面前 DV による心理的虐待相談対応件数に計上がなされていないケース)は児童相談所では 61.3%の機関で件数が把握されている。また市区町村では 32.3%の自治体で件数が把握されている。

このうち件数を把握していると回答した機関における平成 28 年度中の件数を見てみると、市区町村では「0 件」が最も多く 87.1%、次いで「1~4 件」が 9.0%となっており、平均は 0.7 件である。

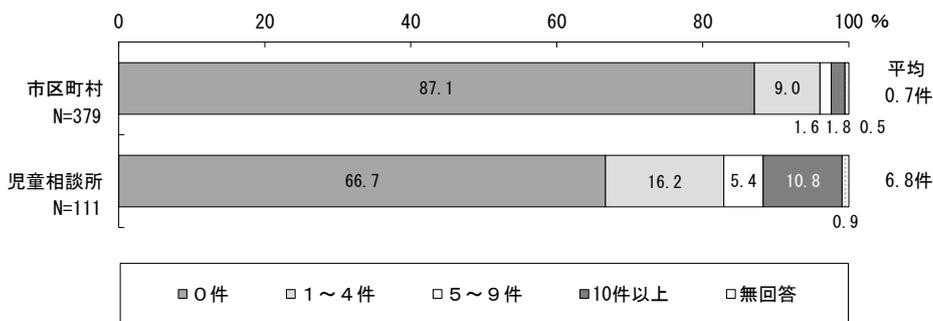
一方で、児童相談所では、「0 件」は 66.7%、「1~4 件」が 16.2%であるが、「10 件以上」という回答も 10.8%存在しており、平均は 6.8 件となっている。

1 機関が 1 年間で対応する児童虐待相談件数は、市区町村で約 65 件、児童相談所で約 570 件であるので、警察からの全通告件数と各機関における対応件数とに大きな差は無いと言える。

図表 心理的虐待相談対応件数に計上しなかった件数の把握状況



図表 心理的虐待相談対応件数に計上しなかった件数



3) 警察からの通告における被害児童の属性〔市区町村 問 11, 児童相談所 問 7〕

平成 28 年度中の警察からの通告における被害児童の属性について、全体では男女比は男子が 50.5%、女子が 49.5%であり、被害児童の性別に偏りは見られない。

年齢では、「小学生」が最も多く、次いで「3 歳～学齢前」、「0～3 歳未満」となっている。

図表 警察からの通告における被害児童の属性

	件数				割合			
	市区町村 N=395		児童相談所 N=181		市区町村 N=395		児童相談所 N=181	
	男子	女子	男子	女子	男子 n=1,107	女子 n=1,086	男子 n=22,345	女子 n=20,988
0～3 歳未満	242	241	4,586	4,298	11.0	11.0	10.6	9.9
3 歳～学齢前	270	243	5,057	4,590	12.3	11.1	11.7	10.6
小学生	390	353	7,656	6,783	17.8	16.1	17.7	15.7
中学生	150	175	3,450	3,215	6.8	8.0	8.0	7.4
高校生・その他	55	74	1,596	2,102	2.5	3.4	3.7	4.9
全 体	1,107	1,086	22,345	20,988	50.5	49.5	51.6	48.4

注) 警察からの通告件数を回答している場合のみを集計対象としているため、N 数は回収数と一致しない

4) 警察からの通告における虐待内容別相談対応件数・一時保護が必要となった件数〔市区町村 問 12, 児童相談所 問 8〕

平成 28 年度中の警察からの通告における虐待内容別相談の構成比については、警察からの通告のうち市区町村では 66.4%が「心理的虐待」であり最も多く、次いで「ネグレクト」が 17.2%、「身体的虐待」が 16.0%となっている。一方、児童相談所では、同様に「心理的虐待」が最も多く 70.8%を占めており、次いで「身体的虐待」が 17.6%、「ネグレクト」が 11.2%となっている。面前 DV の割合では、市区町村の 38.7%に対して、児童相談所では 47.1%と差が見られる。

虐待内容別の一時保護率に着目すると、市区町村、児童相談所ともに「性的虐待」では 3 割以上が一時保護されている。次いで、市区町村では「身体的虐待」が 12.8%、「ネグレクト」が 6.4%であり、市区町村における一時保護率の平均は 5.1%である。児童相談所では「ネグレクト」が 20.9%、「身体的虐待」が 20.1%であり、平均は 8.3%となっている。「心理的虐待」の一時保護率は、市区町村、児童相談所共に 3%程度に留まっており、「面前 DV」でも市区町村で 3.0%、児童相談所で 1.9%となっている。

図表 警察からの通告における虐待内容別相談対応件数・一時保護が必要となった件数

	件数						割合			
	市区町村 N=395			児童相談所 N=181			市区町村 N=395		児童相談所 N=181	
	合計	うち、一時保護	一時保護率	合計	うち、一時保護	一時保護率	合計	うち、一時保護	合計	うち、一時保護
							n=2,825	n=144	n=45,474	n=3,795
身体的虐待	452	58	12.8	7,998	1,608	20.1	16.0	40.3	17.6	42.4
性的虐待	9	3	33.3	198	65	32.8	0.3	2.1	0.4	1.7
ネグレクト	487	31	6.4	5,091	1,062	20.9	17.2	21.5	11.2	28.0
心理的虐待	1,877	52	2.8	32,187	1,060	3.3	66.4	36.1	70.8	27.9
うち、面前DV	1,092	33	3.0	21,414	410	1.9	38.7	22.9	47.1	10.8
全 体	2,825	144	5.1	45,474	3,795	8.3	100.0	100.0	100.0	100.0

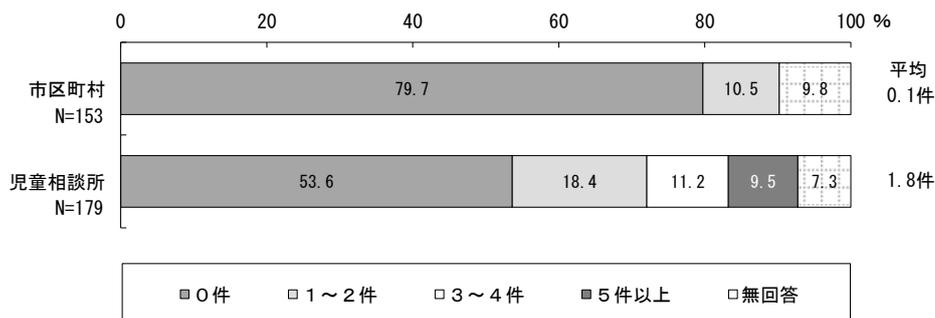
注) 警察からの通告件数を回答している場合のみを集計対象としているため、N 数は回収数と一致しない

5) 過去1年に面前DV被害があった児童への身体的虐待相談対応件数〔市区町村 問13, 児童相談所 問9〕

警察から通告を受けた平成28年度における身体的虐待相談対応件数の中で、「過去1年に面前DV被害があった児童への虐待に該当するもの」の1機関当たりの件数は市区町村では「0件」が79.7%であり、1機関当たりの平均が0.1件であることからほとんど発生していないと言える。

一方で、児童相談所では「5件以上」発生している機関も9.5%存在していて、1機関当たりの平均は1.8件となっている。

図表 過去1年に面前DV被害があった児童への身体的虐待相談対応件数



注) 市区町村 問13、児童相談所 問9で、身体的虐待件数を回答している場合のみを集計対象としているため、N数は回収数と一致しない

6) 警察からの通告における虐待内容・援助内容別件数〔児童相談所 問 10〕

児童相談所が警察から通告を受けて平成 28 年度中に対応した児童虐待相談 41,661 件のうち、援助内容が「助言指導」であったのは 30,955 件、74.3%を占めた。心理的虐待に限定してみると 29,508 件中 23,558 件(79.8%)、さらに面前 DV に限定すると 19,541 件中 15,881 件(81.3%)を「助言指導」が占めている。

図表 警察からの通告における虐待内容・援助内容別件数

			回答計								
			合計		身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待		うち面前 DV	
				構成比					構成比		構成比
在宅指導等	措置 い 指 導 に よ ら な	助言指導 N=168	30,955	74.3%	4,643	81	2,673	23,558	79.8%	15,881	81.3%
		継続指導 N=168	7,412	17.8%	1,722	46	1,153	4,491	15.2%	2,886	14.8%
		他機関あつせん N=168	523	1.3%	111	6	102	304	1.0%	188	1.0%
	措置 に よ る 指 導	児童福祉司指導 N=168	738	1.8%	317	16	192	213	0.7%	82	0.4%
		児童委員指導 N=168	2	0.0%	0	0	2	0	0.0%	0	0.0%
		市町村指導 N=168	30	0.1%	9	0	6	15	0.1%	15	0.1%
		児童家庭支援センター指導 N=168	1	0.0%	0	0	0	1	0.0%	0	0.0%
		その他指導の委託 N=168	11	0.0%	2	1	8	0	0.0%	0	0.0%
	児童福祉施設入所措置、指定 発達支援医療機関委託 N=168	654	1.6%	222	17	229	186	0.6%	56	0.3%	
	里親、小規模住居型児童 養育事業委託 N=168	92	0.2%	39	2	37	14	0.0%	7	0.0%	
その他 N=168	1,243	3.0%	316	9	192	726	2.5%	426	2.2%		
全 体		41,661	100.0%	7,381	178	4,594	29,508	100.0%	19,541	100.0%	

注) 無回答を除いて集計しているため N 数は回収数と一致しない

児童相談所 1 か所当たりの件数を算出すると、警察から通告を受けた児童虐待相談全体で 248.0 件であり、そのうち、援助内容が「助言指導」であったのは 184.3 件を占めた。心理的虐待に限定してみると 175.6 件中 140.2 件、さらに面前 DV に限定すると 116.3 件中 94.5 件を「助言指導」が占めている。

**図表 警察からの通告における虐待内容・援助内容別件数
(1 児童相談所当たり平均件数)**

			1 児童相談所当たり平均件数					
			合計					
			身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	うち面前 DV	
在宅指導等	措置 い 指 導 に よ ら な	助言指導 N=168	184.3	27.6	0.5	15.9	140.2	94.5
		継続指導 N=168	44.1	10.3	0.3	6.9	26.7	17.2
		他機関あつせん N=168	3.1	0.7	0.0	0.6	1.8	1.1
	措置 に よ る 指 導	児童福祉司指導 N=168	4.4	1.9	0.1	1.1	1.3	0.5
		児童委員指導 N=168	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		市町村指導 N=168	0.2	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1
		児童家庭支援センター指導 N=168	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		その他指導の委託 N=168	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	児童福祉施設入所措置、指定 発達支援医療機関委託 N=168		3.9	1.3	0.1	1.4	1.1	0.3
	里親、小規模住居型児童 養育事業委託 N=168		0.5	0.2	0.0	0.2	0.1	0.0
その他 N=168		7.4	1.9	0.1	1.1	4.3	2.5	
全 体		248.0	43.9	1.1	27.3	175.6	116.3	

注) 無回答を除いて集計しているため N 数は回収数と一致しない

専門職 1 人当たりの件数を算出すると、警察から通告を受けた児童虐待相談全体で 12.6 件であり、そのうち、援助内容が「助言指導」であったのは 8.9 件を占めた。心理的虐待に限定してみると 8.9 件中 6.7 件、さらに面前 DV に限定すると 6.1 件中 4.7 件を「助言指導」が占めている。

**図表 警察からの通告における虐待内容・援助内容別件数
(児童福祉司及び児童心理司 1 人当たりの平均件数(スーパーバイザーは含まない))**

			児童福祉司及び児童心理司1人当たり平均件数(スーパーバイザーは含まない)					
			合計					
			身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	うち面前DV	
在宅指導等	措置 い 指 導 に よ ら な	助言指導 N=168	8.9	1.4	0.0	0.8	6.7	4.7
		継続指導 N=168	2.7	0.6	0.0	0.4	1.7	1.1
		他機関あつせん N=168	0.2	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
	措置 に よ る 指 導	児童福祉司指導 N=168	0.2	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0
		児童委員指導 N=168	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		市町村指導 N=168	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		児童家庭支援センター指導 N=168	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		その他指導の委託 N=168	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	児童福祉施設入所措置、指定 発達支援医療機関委託 N=168		0.2	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0
	里親、小規模住居型児童 養育事業委託 N=168		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他 N=168		0.4	0.1	0.0	0.1	0.2	0.1	
全 体		12.6	2.2	0.1	1.4	8.9	6.1	

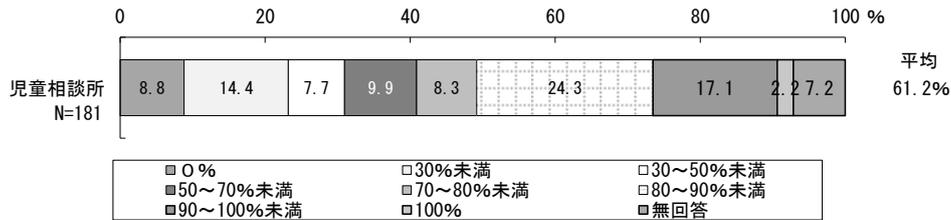
注) 無回答を除いて集計しているため N 数は回収数と一致しない

(1) 警察から通告を受けた児童虐待通告相談における「助言指導」「継続指導」の割合〔児童相談所 問10〕

警察から通告を受けた児童虐待相談のうち、援助内容が「助言指導」となった割合が「80～90%」である児童相談所が最も多く 24.3%を占めており、次いで「90～100%」が 17.1%、「30%未満」が 14.4%で、警察から通告を受けた児童虐待相談のうち、援助内容が「助言指導」となった割合の平均は 61.2%であった。

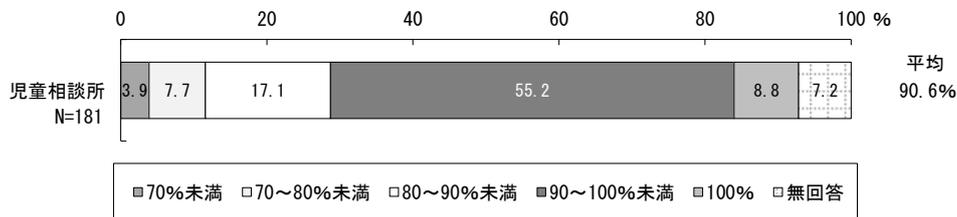
警察から通告を受けた児童虐待相談に占める「助言指導」の割合は、児童相談所によってばらつきが見られる。

図表 警察から通告を受けた児童虐待相談における「助言指導」の割合の分布



警察から通告を受けた児童虐待相談のうち、援助内容が「助言指導」もしくは「継続指導」となった割合が「90～100%」である児童相談所が最も多く 55.2%を占めており、次いで「80～90%」が 17.1%、「100%」が 8.8%で、警察から通告を受けた児童虐待相談のうち、援助内容が「助言指導」及び「継続指導」となった割合の平均は 90.6%であった。

図表 警察から通告を受けた児童虐待相談における「助言指導」「継続指導」の割合の分布

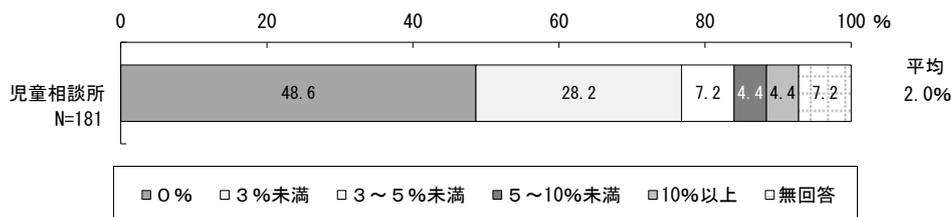


(2) 警察から通告を受けた児童虐待相談における「他機関あっせん」の割合〔児童相談所 問10〕

警察から通告を受けた児童虐待相談のうち、他機関にあっせんした相談件数の割合は平均で 2.0%であった。

「0%」である児童相談所が 48.6%と最も多く、約半数の児童相談所では、警察から通告された相談が他機関にあっせんされていないということが分かる。次いで、「3%未満」が 28.2%、「3～5%未満」が 7.2%となっている。

図表 警察から通告を受けた児童虐待相談における「他機関あっせん」の割合



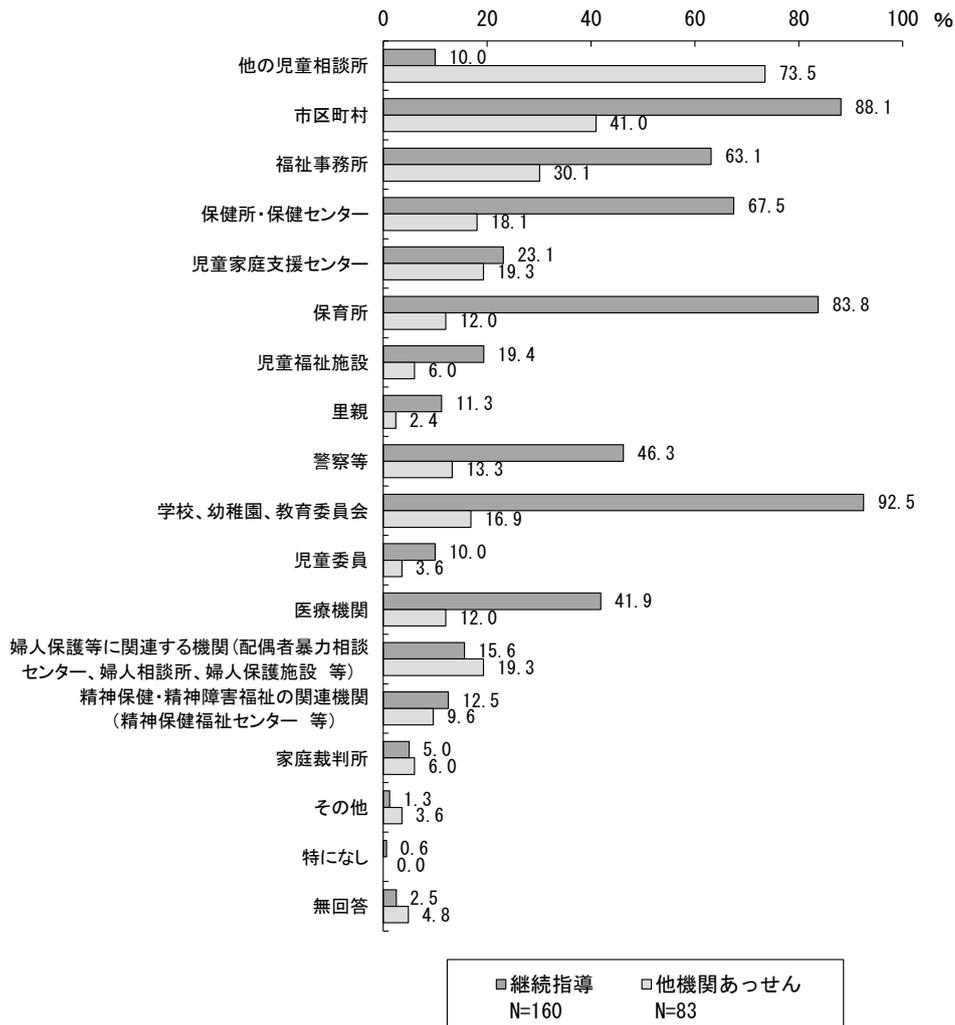
7)「継続指導」「他機関あつせん」の際によく連携を行う機関〔児童相談所 問 11〕

警察から通告を受けた児童虐待相談に対して、児童相談所が継続指導の際によく連携を行う機関は、「学校、幼稚園、教育委員会」が92.5%で最も多く、次いで88.1%の「市区町村」83.8%の「保育所」となっている。

一方で、他機関あつせんの際によく連携を行う機関は、「他の児童相談所」が 73.5%で最も多く、次いで「市区町村」が 41.0%、「福祉事務所」が 30.1%となっている。

継続指導、他機関あつせんともに、市区町村との連携が上位に位置づけられている。

図表 警察から通告を受けた児童虐待相談が「継続指導」「他機関あつせん」の際によく連携を行う機関(複数回答)



注) 「継続指導」「他機関あつせん」の件数を回答している場合のみを集計しているため N 数は回収数と一致しない

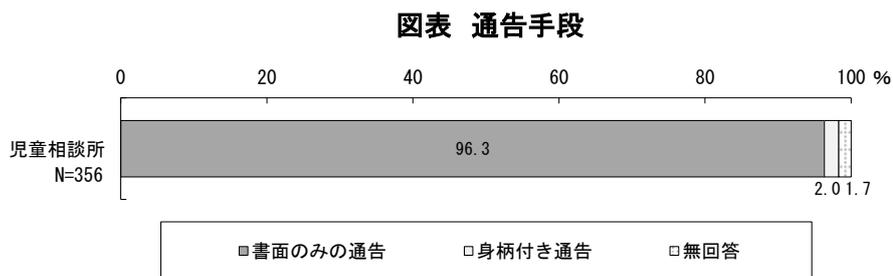
Ⅲ. 面前 DV 相談の状況について

本章では、警察から児童相談所に通告のあった面前 DV 相談の詳細を把握するため、個別ケースに特化して実施した調査の回答結果について取りまとめる。調査対象は平成 29 年度に対応した面前 DV 相談とし、回答する事例数は児童相談所では 2 件、市区町村では 1 件とした。

1. 通告の状況

1) 通告手段〔児童相談所 Q1〕

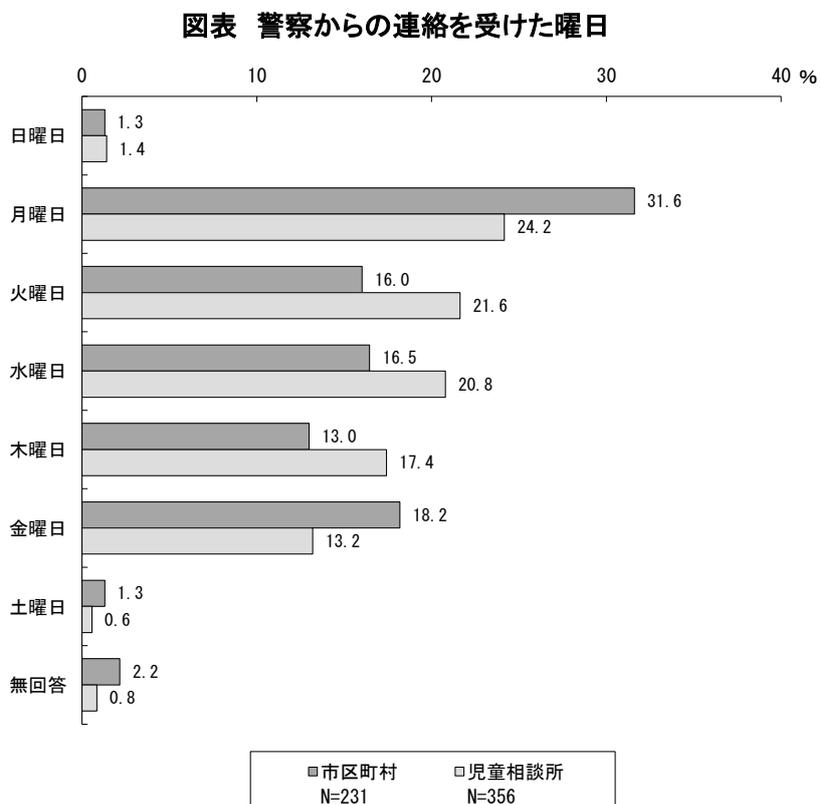
児童相談所への通告手段について、96.3%が「書面のみの通告」、「身柄付き通告」は2.0%であった。



2) 警察から連絡を受けた曜日・時間〔市区町村 Q1, 児童相談所 Q2〕

(1) 警察からの連絡を受けた曜日〔市区町村 Q1, 児童相談所 Q2〕

市区町村、児童相談所ともに、通告が最も多いのは「月曜日」となっており、市区町村では 31.6%、児童相談所では 24.2%を占める。市区町村では次いで、「金曜日」が 18.2%、「水曜日」が 16.5%となっている。児童相談所では「火曜日」が 21.6%、「水曜日」が 20.8%となっている。市区町村、児童相談所ともに「土曜日」「日曜日」の通告は少なく、合計しても 3%以下に留まっている。

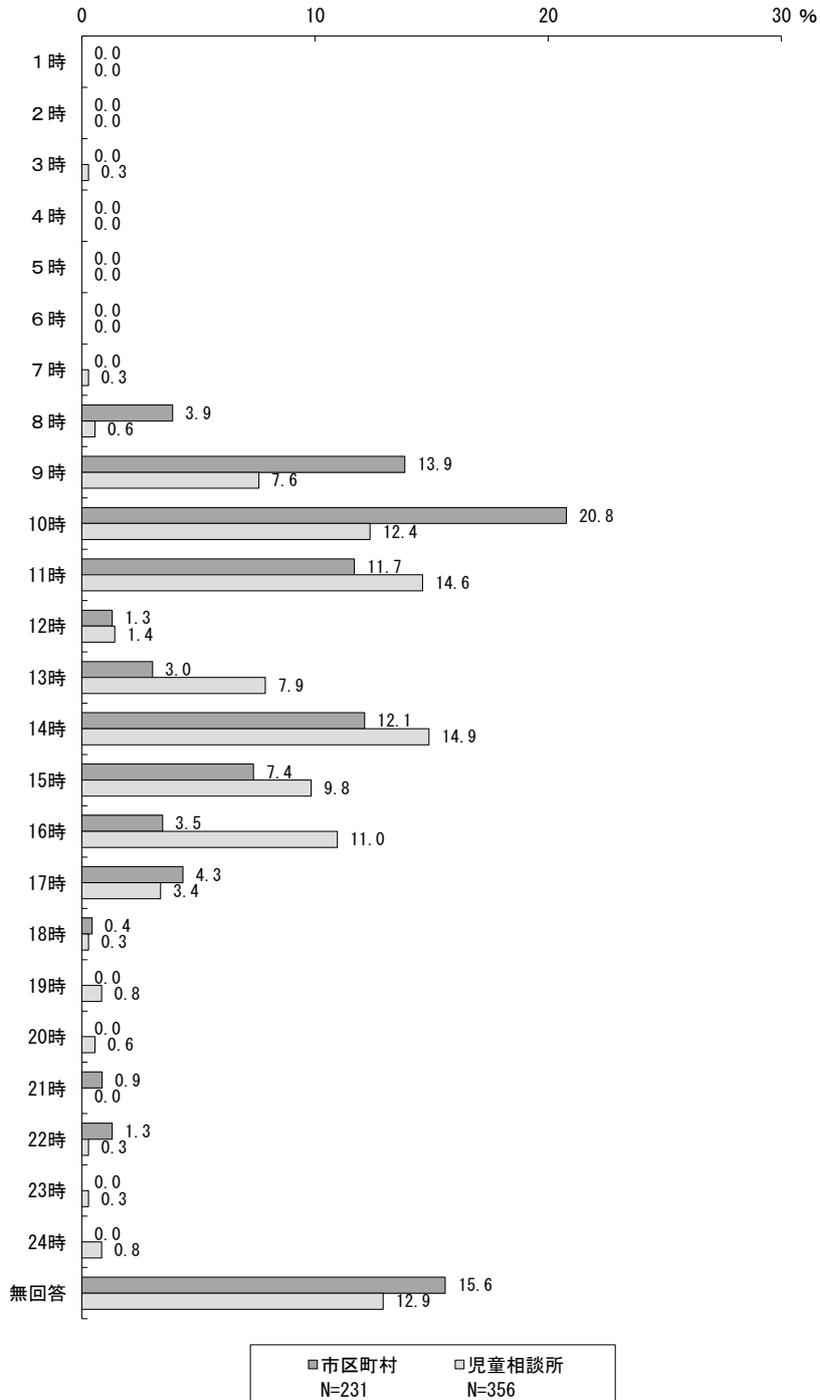


(2) 警察からの連絡を受けた時間〔市区町村 Q1, 児童相談所 Q2〕

市区町村では「10時」が最も多く20.8%、次いで「9時」が13.9%、「14時」が12.1%。児童相談所では「14時」が最も多く14.9%で、次いで「11時」が14.6%、「10時」が12.4%となっている。

市区町村、児童相談所ともに、9～12時と13～17時に通告は集中しており、早朝や夜間の通告件数は非常に少なく、18～7時の通告は合計しても3%に満たない。

図表 警察からの連絡を受けた時間



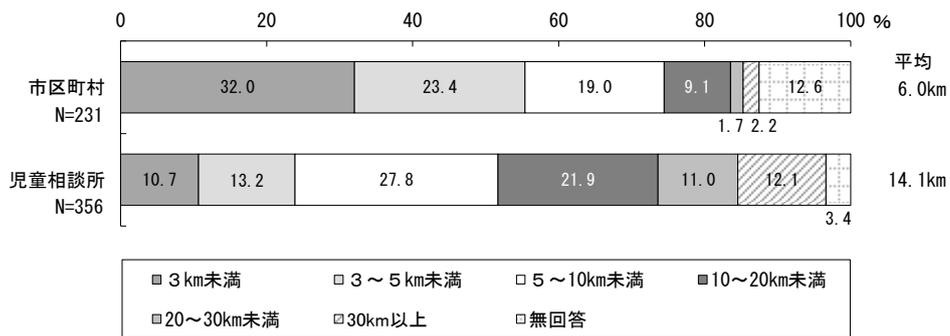
3)現場までの距離〔市区町村 Q2, 児童相談所 Q3〕

(1)現場までの距離〔市区町村 Q2, 児童相談所 Q3〕

市区町村では「3km 未満」が最も多く、32.0%、次いで「3～5km 未満」が 23.4%、「5～10km 未満」が 19.0%となっており、平均は 6.0km である。

一方で、児童相談所では「5～10km 未満」が 27.8%で最も多く、次いで、「10～20km 未満」が 21.9%、「3～5km 未満」が 13.2%で、平均は 14.1km である。現場までの平均距離について、児童相談所は市区町村の 2 倍以上の距離があることが分かる。

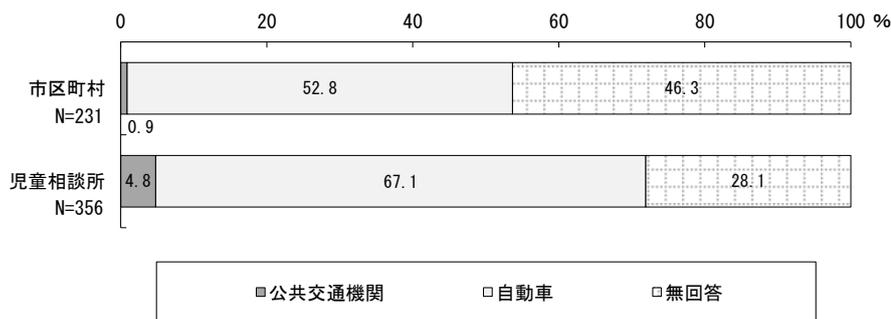
図表 担当部署から現場までの距離



(2)現場までの交通手段〔市区町村 Q2, 児童相談所 Q3〕

市区町村、児童相談所ともに半数以上で現場までの交通手段を自動車としている。公共交通機関を利用する割合は、児童相談所では 4.8%、市区町村では 0.9%であった。

図表 担当部署から現場までの交通手段



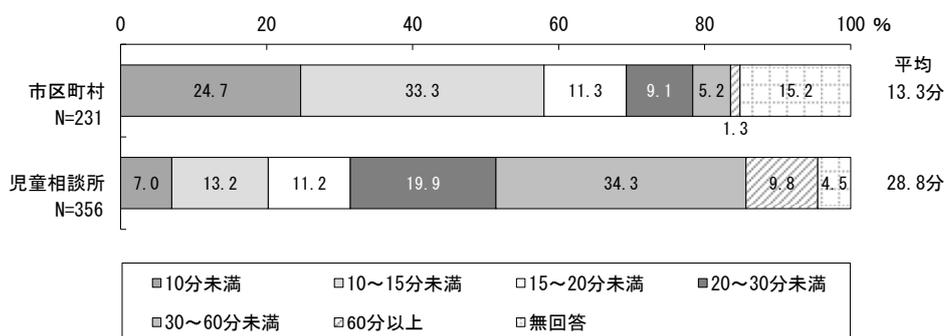
(3)現場までの所要時間〔市区町村 Q2, 児童相談所 Q3〕

市区町村では「10～15分未満」が最も多く33.3%、次いで「10分未満」が24.7%、「15～20分未満」が11.3%となっており、平均は13.3分である。

一方、児童相談所では、「30～60分未満」が最も多く34.3%であり、次いで「20～30分未満」が19.9%、「10～15分未満」が13.2%となっており平均は28.8分である。

市区町村では15分未満が半数を超えるのに対し、児童相談所では30分以上が半数近くを占めている。現場までの所要時間の平均の比較でも児童相談所は市区町村に比べて2倍以上の時間を要している。

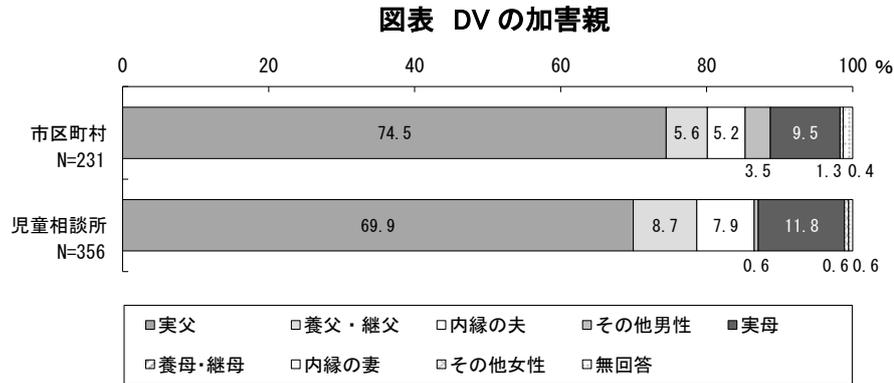
図表 担当部署から現場までの所要時間



2. DV の状況

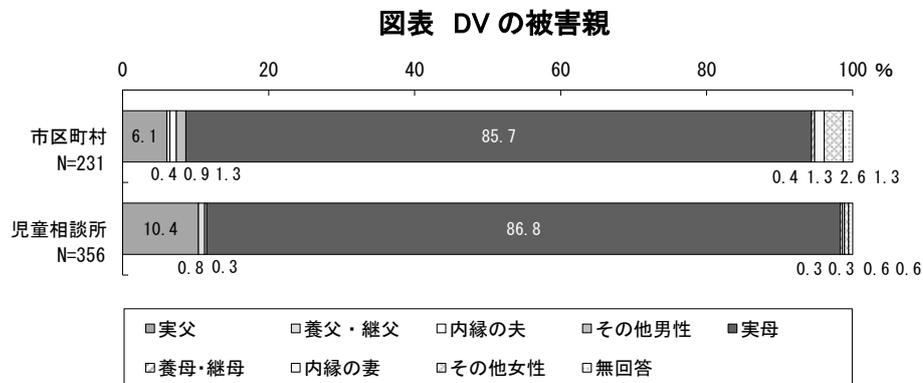
1) DV の加害親〔市区町村 Q3, 児童相談所 Q4〕

DV の加害親は市区町村と児童相談所で違いは見られず、「実父」が約 7 割(市区町村 74.5%、児童相談所 69.9%)を占めており、その他「養父・継父」(同 5.6%、8.7%)「内縁の夫」(同 5.2%、7.9%)「その他男性」(同 3.5%、0.6%)を加えると、加害親の約 9 割が男性となっている。



2) DV の被害親〔市区町村 Q3, 児童相談所 Q4〕

DV の被害親は市区町村と児童相談所で違いは見られず「実母」が最も多く市区町村で 85.7%、児童相談所で 86.8%を占めている。加害親とは対照的に、被害親は約 9 割が女性となっている。

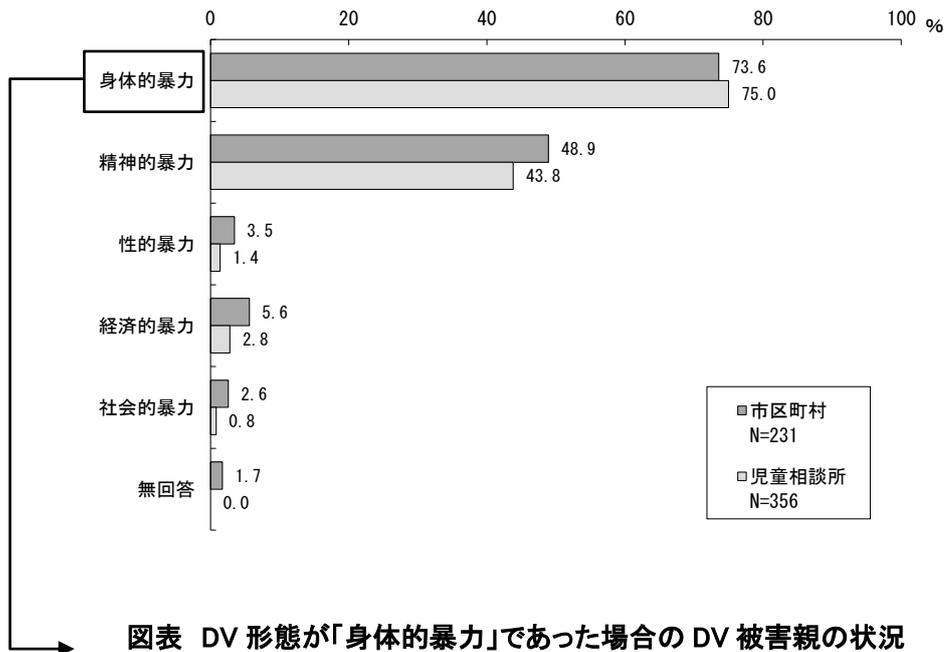


3)DV の形態〔市区町村 Q4, 児童相談所 Q5〕

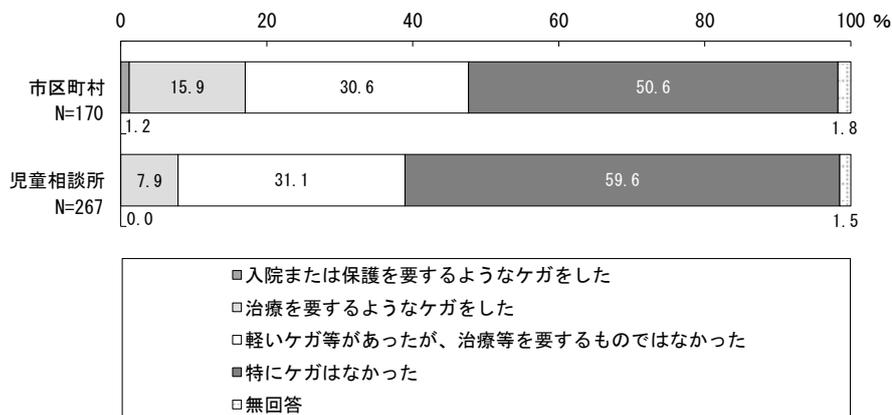
親のDVの形態としては市区町村、児童相談所ともに「身体的暴力」が最も多く7割以上を占めており、次いで「精神的暴力」が4～5割程度となっている。その他のDV形態はいずれも数%程度である。

「身体的暴力」であった場合のDV被害親の被害状況としては、市区町村、児童相談所ともに「特にケガはなかった」が最も多く過半数を占めている。次いで「軽いケガ等があったが、治療等を要するものではなかった」が約3割、「治療を要するようなケガをした」の割合が1割前後となっている。

図表 DVの形態



図表 DV形態が「身体的暴力」であった場合のDV被害親の状況



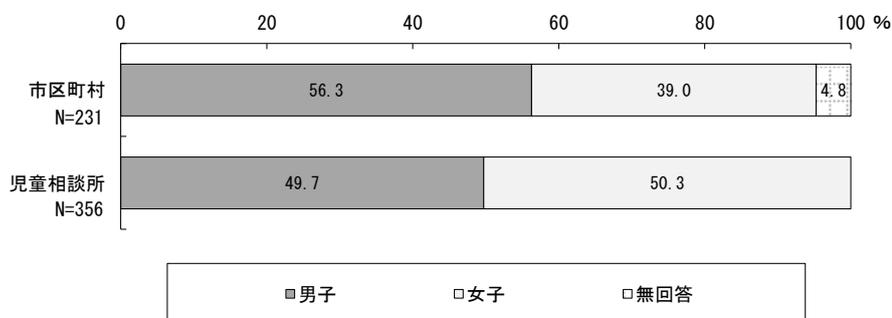
注) DV形態が「身体的暴力」であった場合のみを集計しているためN数は回収数と一致しない

3. 面前 DV による被害児童の状況

1) 被害児童の性別・年齢〔市区町村 Q5, 児童相談所 Q6〕

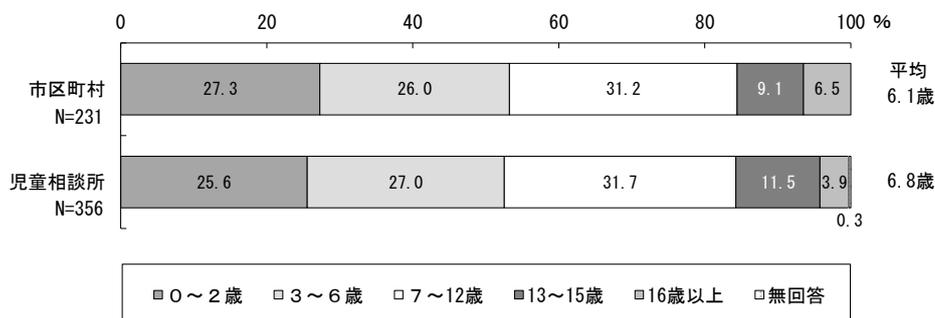
被害児童の性別については、市区町村、児童相談所ともに男女がほぼ半数ずつである。

図表 面前 DV による被害児童の性別



被害児童の年齢は、市区町村、児童相談所ともに小学生に該当する「7～12 歳」が最も多く 30%以上を占める。次いで「0～2 歳」、「3～6 歳」もそれぞれ 25%以上を占めている。これらを合わせた小学生以下の年齢の児童で全体の 8 割以上を占めている。

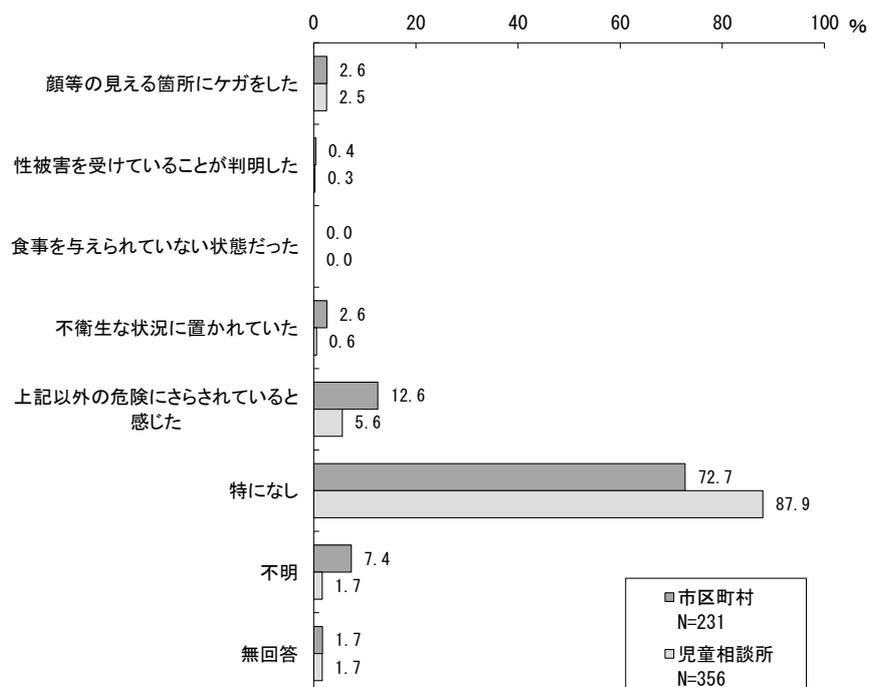
図表 面前 DV による被害児童の年齢



2) 被害児童の面前 DV による心理的虐待以外の被害状況〔市区町村 Q6, 児童相談所 Q7〕

被害児童の面前DV以外による心理的虐待以外の被害は「特になし」が市区町村で72.7%、児童相談所で 87.9%と大半を占めている反面、市区町村では「上記以外の危険にさらされていると感じた」の割合が 12.6%と児童相談所の 5.6%に比べて高くなっている。

図表 被害児童の面前 DV による心理的虐待以外の被害状況(複数回答)

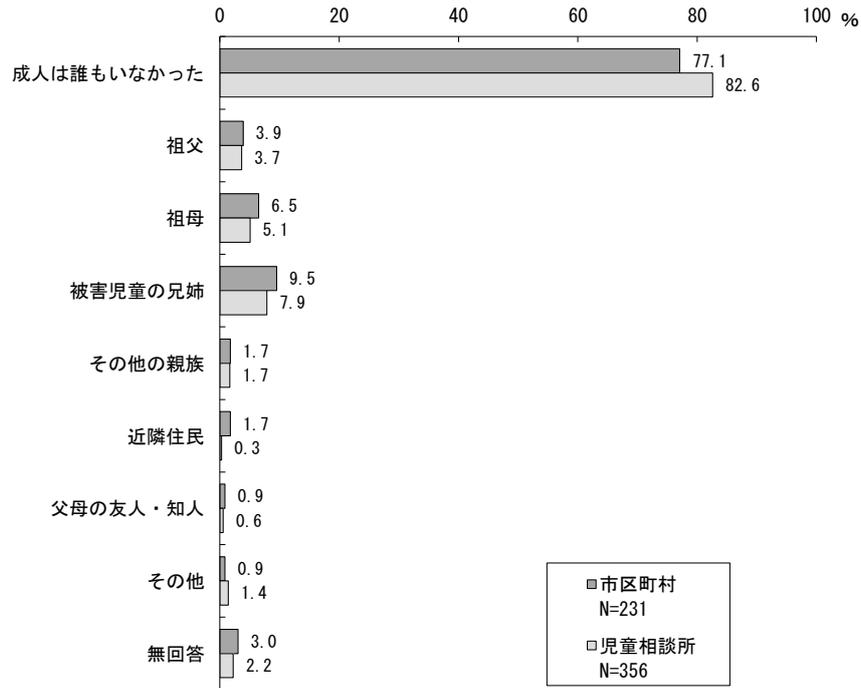


4. 面前 DV による被害児童の家庭環境

1) 面前 DV が行われた時点で同じ場所にいたその他の成人〔市区町村 Q8, 児童相談所 Q9〕

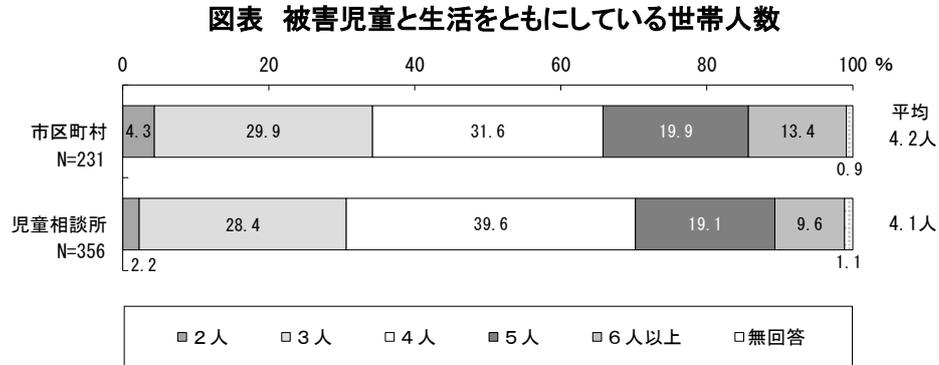
面前 DV が行われた場所には、被害親、加害親以外に「成人は誰もいなかった」が約 8 割を占めている。現場にいた成人の中で最も多いのは、「被害児童の兄姉」で、市区町村で 9.5%、児童相談所で 7.9%を占めている。

図表 面前 DV が行われた時点で同じ場所にいたその他の成人(複数回答)



2) 被害児童と生活をともにしている世帯人数〔市区町村 Q9, 児童相談所 Q10〕

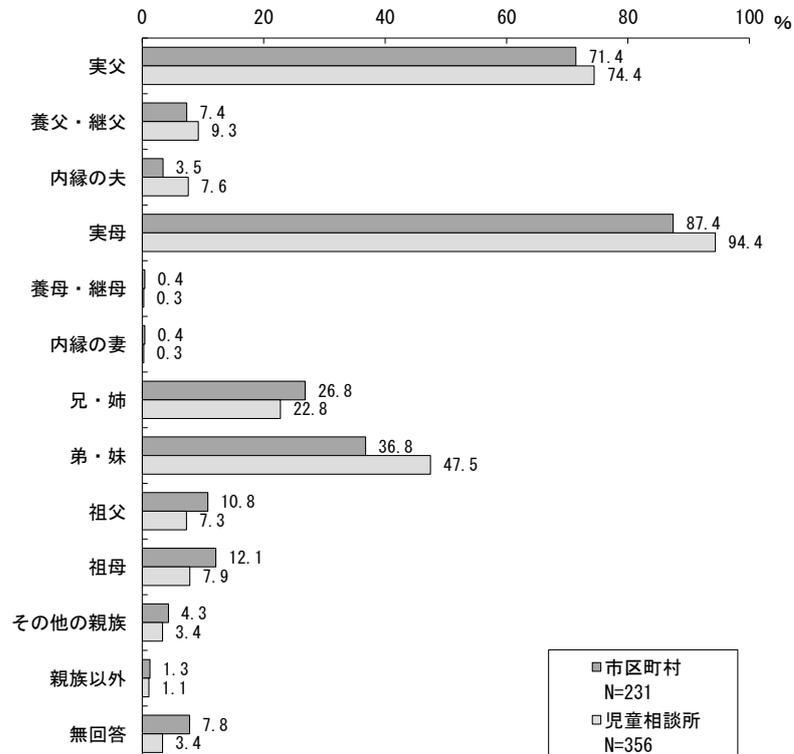
世帯人数は、市区町村、児童相談所ともに「4人」が最も多く市区町村で31.6%、児童相談所で39.6%、次いで「3人」、「5人」となっている。世帯人数の平均は市区町村で4.2人、児童相談所で4.1人となっている。



3) 被害児童と生活をともにしている人の続柄〔市区町村 Q10, 児童相談所 Q11〕

被害児童と生活をともにしている人は、「実母」が最も多く市区町村で87.4%、児童相談所で94.4%、次いで「実父」(同71.4%、74.4%)、「弟・妹」(同36.8%、47.5%)となっている。

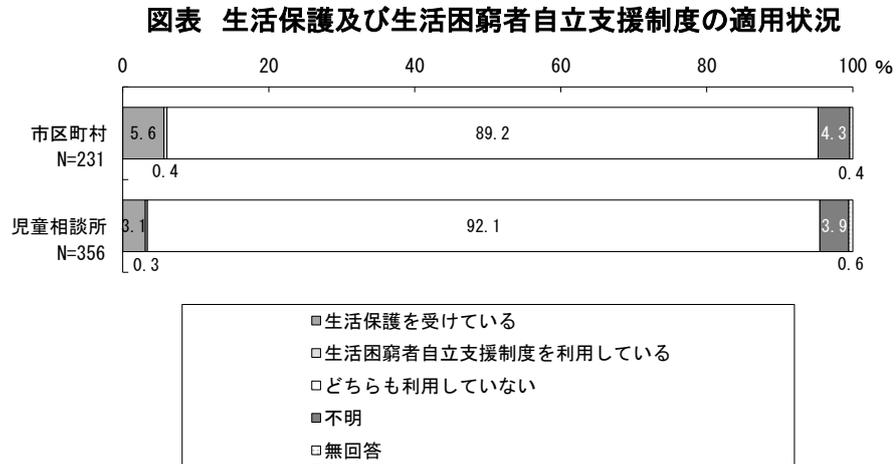
図表 被害児童と生活をともにしている人の続柄(複数回答)



4)生活保護及び生活困窮者自立支援制度の適用状況〔市区町村 Q11, 児童相談所 Q12〕

「生活保護を受けている」のは市区町村では 5.6%、児童相談所で 3.1%。「生活困窮者自立支援制度を利用している」のは市区町村で 0.4%、児童相談所で 0.3%となっている。

市区町村、児童相談所ともに「どちらも利用していない」が約 9 割を占めている。



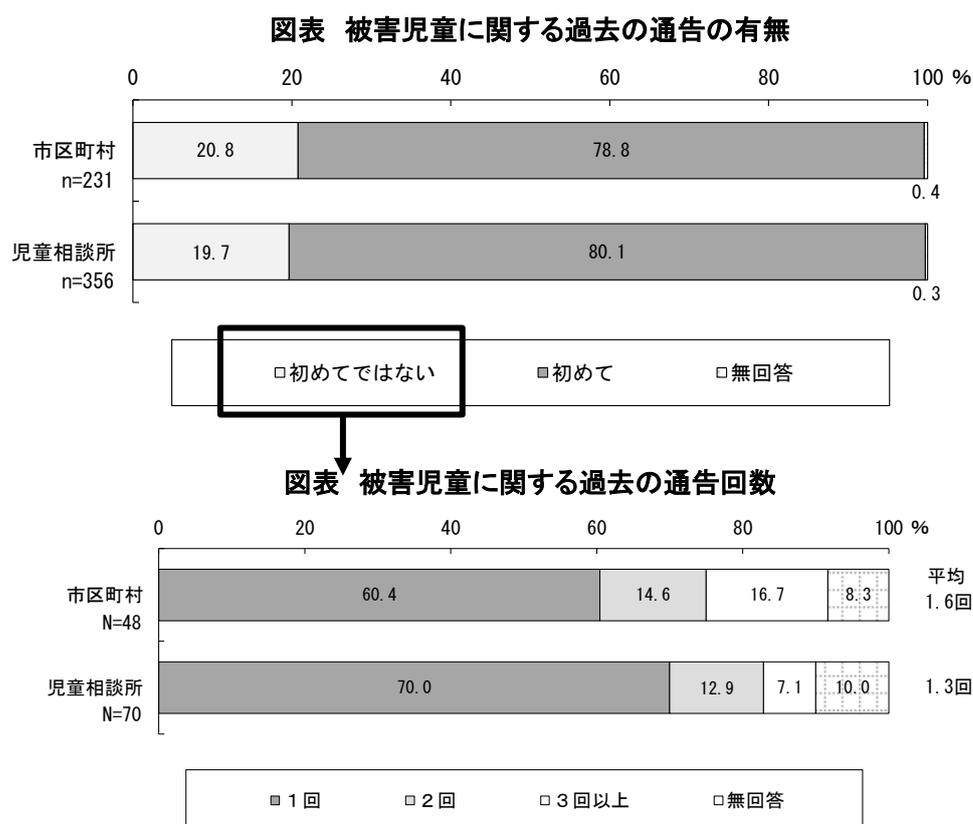
5. 面前 DV 相談への対応状況

1) 被害児童に関する過去の通告の状況〔市区町村 Q12, 児童相談所 Q13〕

(1) 被害児童に関する過去の通告の有無・回数〔市区町村 Q12, 児童相談所 Q13〕

「初めてではない」が市区町村で 20.8%、児童相談所で 19.7%となっている。大半は初めての通告であるが、2 回目以上の通告が約 2 割あることが明らかになった。

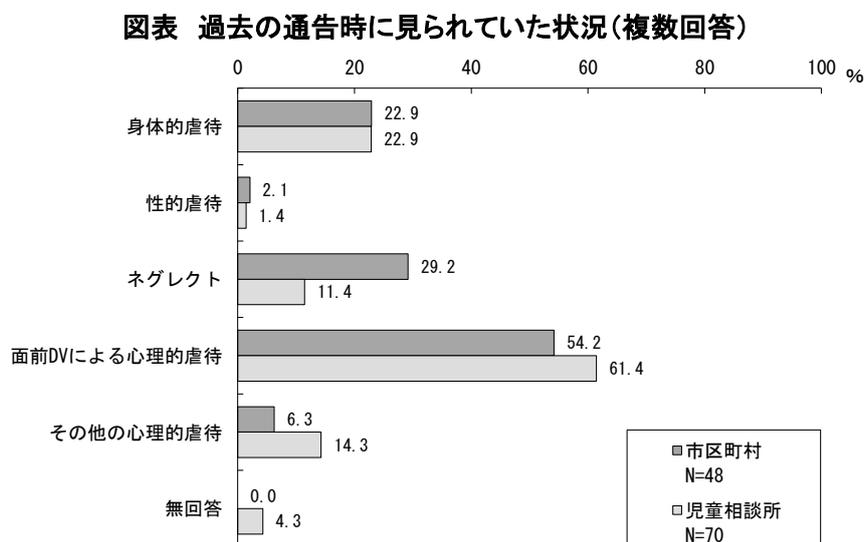
「初めてではない」と回答した場合の過去の通告回数を見てみると、「1 回」が市区町村で 60.4%、児童相談所で 70.0%と大半を占めているが、「3 回以上」が市区町村で 16.7%、児童相談所で 7.1%存在している。また過去の通告回数の平均は市区町村で 1.6 回、児童相談所で 1.3 回となっている。



(2)過去の通告時に見られていた状況〔市区町村 Q12-1, 児童相談所 Q13-1〕

過去の通告時の虐待においても「面前 DV による心理的虐待」が最も多く、市区町村で 54.2%、児童相談所で 61.4%である。

これに次いで市区町村では「ネグレクト」が 29.2%、「身体的虐待」が 22.9%であり、児童相談所では「身体的虐待」が 22.9%、「その他の心理的虐待」が 14.3%となっている。



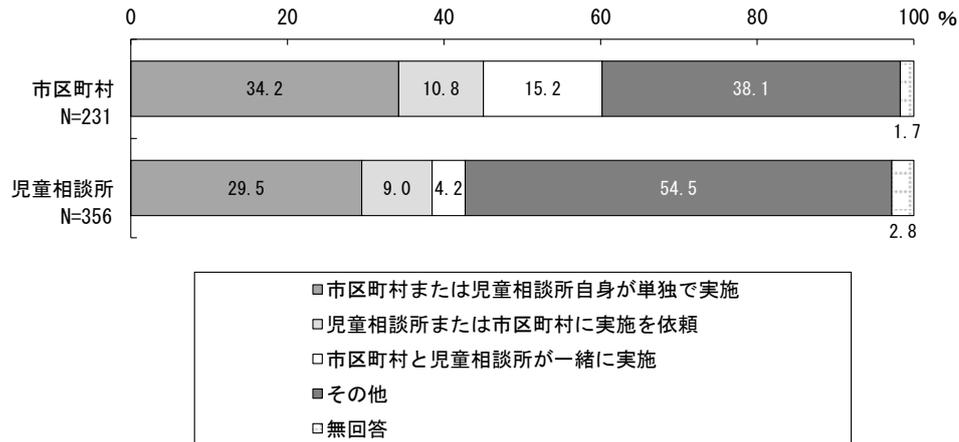
注) 通告が「初めてではない」ケースのみを集計しているため N 数は回収数と一致しない

2)初期の安否確認〔市区町村 Q13, 児童相談所 Q14〕

初期の安否確認の実施主体については、市区町村、児童相談所ともに「その他」が最も多く、市区町村で 38.1%、児童相談所で 54.5%である。

次いで市区町村では「市区町村自身が単独で実施」が 34.2%、「児童相談所と一緒に実施」が 15.2%であるのに対して、児童相談所では「児童相談所が単独で実施」が 29.5%、「市区町村に実施を依頼」が 9.0%となっている。

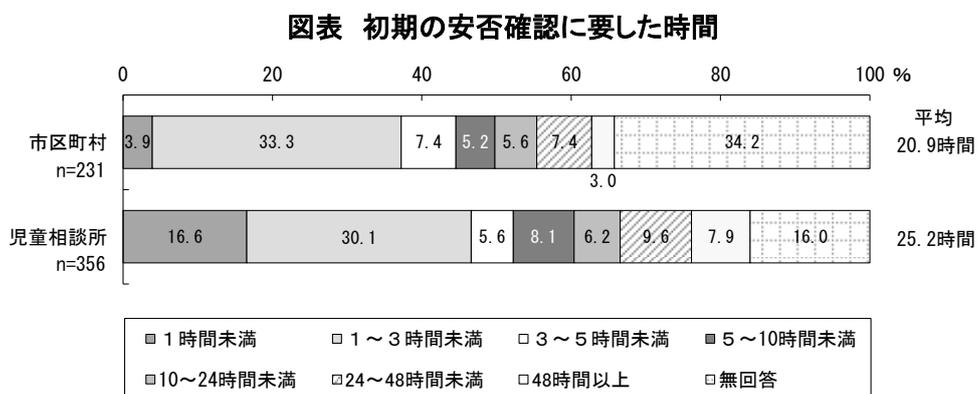
図表 初期の安否確認の実施方法



3) 安否確認に要した時間〔市区町村 Q14, 児童相談所 Q15〕

市区町村では「3 時間未満」が 33.3%で最も多く、次いで「3～5 時間未満」と「24～48 時間未満」が 7.4%となっており、平均は 20.9 時間である。

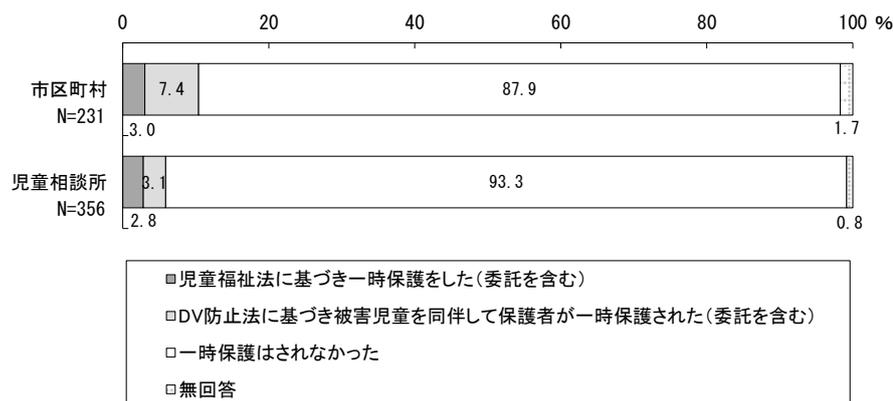
一方で、児童相談所では「3 時間未満」が 30.1%で最も多く、次いで「1 時間未満」が 16.6%、「24～48 時間未満」が 9.6%となっており、平均は 25.2 時間である。



4) 被害児童の一時保護実施の有無〔市区町村 Q15, 児童相談所 Q16〕

市区町村、児童相談所ともに「一時保護はされなかった」が約 9 割を占めている。「児童福祉法に基づき一時保護をした(委託を含む)」の割合は、市区町村で 3.0%、児童相談所で 2.8%であり、市区町村と児童相談所で差は見られない、一方で、「DV 防止法^{*2}に基づき被害児童を同伴して保護者が一時保護された(委託を含む)」の割合は、市区町村が 7.4%に対して児童相談所は 3.1%となっている。市区町村が児童相談所よりも高くなっているのは児童だけでなく母子を一体的にケアすることができる市区町村の特徴が現れているとも言える。

図表 被害児童の一時保護の有無



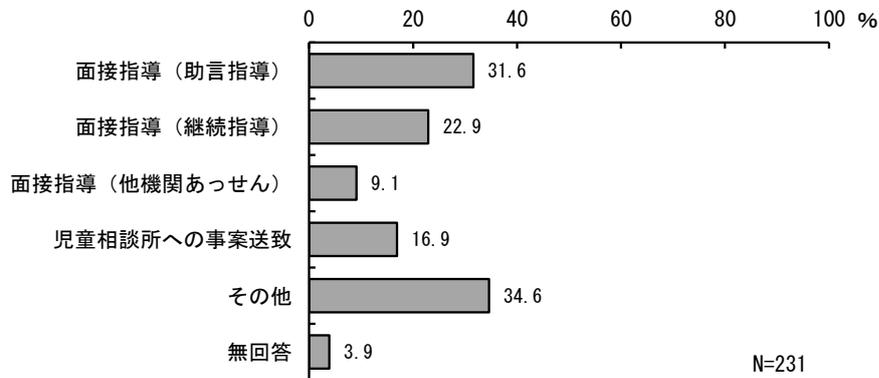
*² DV 防止法:配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

5) 被害児童に対して行った援助内容〔市区町村 Q16, 児童相談所 Q17〕

(1) 市区町村が実施した援助内容〔市区町村 Q16〕

市区町村が実施した援助内容を見ると、「その他」が最も多く 34.6%、次いで「面接指導（助言指導）」が 31.6%、「面接指導（継続指導）」が 22.9%となっている。

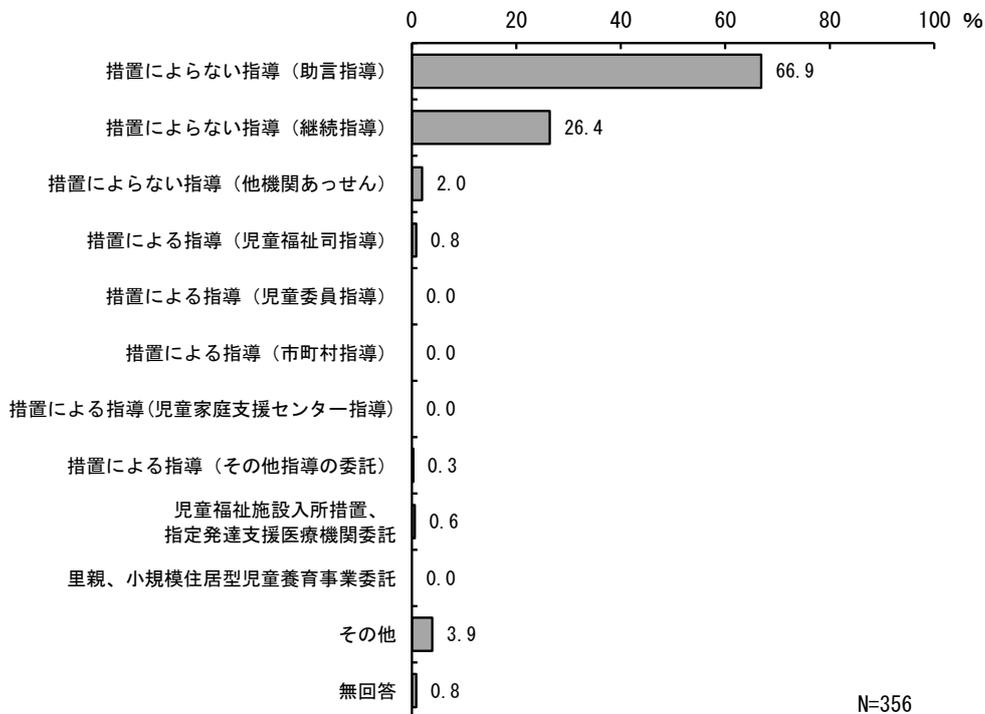
図表 市区町村が実施した援助内容(複数回答)



(2) 児童相談所が実施した援助内容〔児童相談所 Q17〕

児童相談所が実施した援助内容を見てみると、「措置によらない指導（助言指導）」が 66.9%で最も多く、次いで、「措置によらない指導（継続指導）」が 26.4%であり、この 2 つが大半を占めている。

図表 児童相談所が実施した援助内容(複数回答)



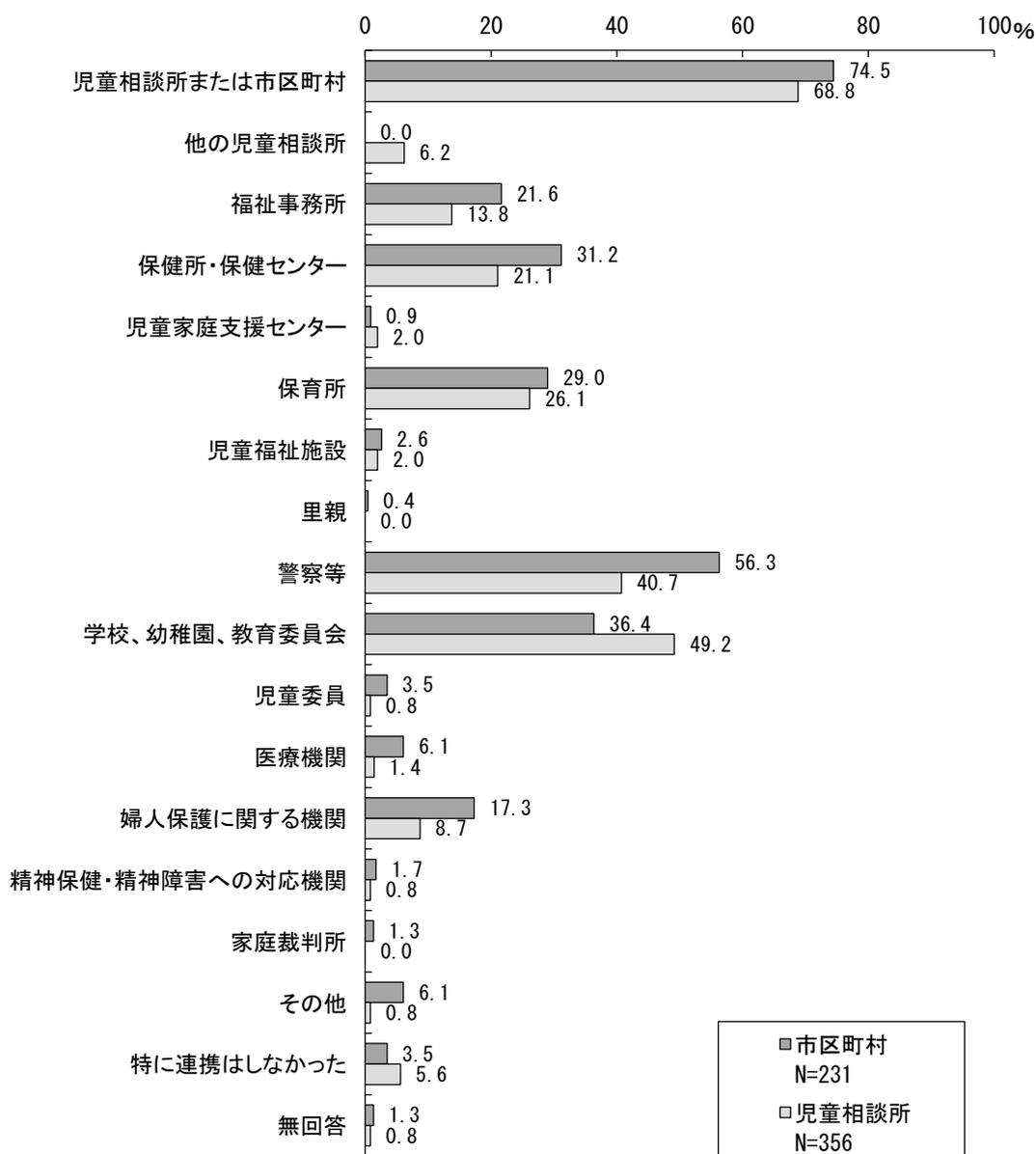
6) 被害児童に対して行った援助のために連携した機関〔市区町村 Q17, 児童相談所 Q18〕

市区町村の援助のための連携先では「児童相談所」が最も多く 74.5%、次いで「警察等」が 56.3%、「学校・幼稚園・教育委員会」が 36.4%となっている。

一方で、児童相談所では「市区町村」が 68.8%で最も多く、次いで、「学校・幼稚園・教育委員会」が 49.2%、「警察等」が 40.7%となっている。

市区町村のほうが児童相談所よりも連携を行っている割合が高い機関は、「児童相談所」「福祉事務所」「保健所・保健センター」「保育所」「警察等」「婦人保護に関する機関」「その他」である。

図表 被害児童に対して行った援助のために連携した機関(複数回答)



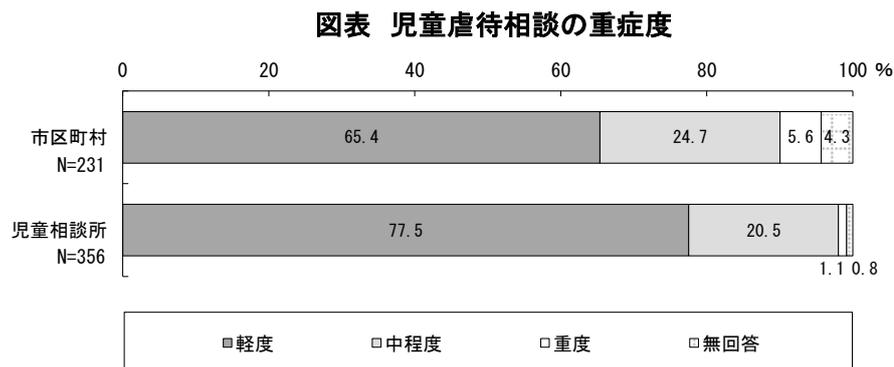
6. 重症度に関するクロス分析

1) 児童虐待相談の重症度〔市区町村 Q7, 児童相談所 Q8〕

市区町村、児童相談所の担当部署が判断した各児童虐待相談(面前 DV 相談)の重症度は、市区町村、児童相談所ともに「軽度」が最も多く、市区町村では 65.4%、児童相談所では 77.5%を占めている。

一方、市区町村では「重度」が 5.6%ある一方で、児童相談所では 1.1%に留まる。

このことから、面前 DV 相談に関しては、市区町村よりも児童相談所において、「軽度」と判断されるものが多数を占めていることが分かる。



2) 重症度の確からしさ

「身柄付き通告」は、児童を伴って警察が児童相談所へ通告するものであるが、「書面のみの通告」と「身柄付き通告」とで重症度を比較してみると、件数は非常に少ないながらも「身柄付き通告」では「中程度」「重度」の構成比が高くなっている。

図表 通告手段と重症度のクロス分析:児童相談所

	全体	軽度	中程度	重度	無回答
全 体 (構成比)	356 100.0%	276 77.5%	73 20.5%	4 1.1%	3 0.8%
書面のみの通告	343	78.1%	20.4%	0.9%	0.6%
身柄付き通告	7	57.1%	28.6%	14.3%	0.0%
無回答	6	66.7%	16.7%	0.0%	16.7%

一時保護の実施状況と重症度との関係を見ると、「一時保護をした」場合、重症度が「中程度」「重度」と判断されている割合が高い。

図表 一時保護の有無と重症度のクロス分析

		全体	軽度	中程度	重度	無回答
市 区 町 村	全 体 (構成比)	231 100.0%	151 65.4%	57 24.7%	13 5.6%	10 4.3%
	児童福祉法に基づき一時保護をした(委託を含む)	7	28.6%	57.1%	14.3%	0.0%
	DV防止法に基づき被害児童を同伴して保護者が一時保護された(委託を含む)	17	35.3%	35.3%	29.4%	0.0%
	一時保護はされなかった	203	69.5%	22.7%	3.4%	4.4%
	無回答	4	50.0%	25.0%	0.0%	25.0%
児 童 相 談 所	全 体 (構成比)	356 100.0%	276 77.5%	73 20.5%	4 1.1%	3 0.8%
	児童福祉法に基づき一時保護をした(委託を含む)	10	60.0%	30.0%	10.0%	0.0%
	DV防止法に基づき被害児童を同伴して保護者が一時保護された(委託を含む)	11	45.5%	45.5%	9.1%	0.0%
	一時保護はされなかった	332	79.2%	19.6%	0.6%	0.6%
	無回答	3	66.7%	0.0%	0.0%	33.3%

3) 重症度の判断基準

両親の DV 形態と重症度の関係を見ると、両親の DV 形態が「身体的暴力」「精神的暴力」である相談よりも「性的暴力」「経済的暴力」「社会的暴力」である相談の方が重症度が重いと判断されている割合が高くなっている。

被害児童の面前 DV 以外の被害状況との関係を見ると、市区町村では軽度の割合が全体で 65.4% であるのに対して「特になし」では 71.4% が軽度と判定されている。被害児童に面前 DV 以外の被害が見受けられない場合、軽度と判定されやすいと言える。

過去の通告回数と重症度の関係を見てみると、市区町村では過去の通告回数が増えるに従って、「軽度」の割合が低下している。

図表 両親の DV 形態と重症度のクロス分析

		全体	軽度	中程度	重度	無回答
市区町村	全体 (構成比)	231 100.0%	151 65.4%	57 24.7%	13 5.6%	10 4.3%
	身体的暴力	170	60.0%	27.6%	7.6%	4.7%
	精神的暴力 (大声でどなる、人前で侮辱する 等)	113	69.0%	26.5%	3.5%	0.9%
	性的暴力 (暴力的な性行為をする、中絶を強要する 等)	8	50.0%	25.0%	25.0%	0.0%
	経済的暴力 (生活費を渡さない、外で働くことを妨害する 等)	13	38.5%	53.8%	7.7%	0.0%
	社会的暴力 (生活や人間関係を制限する 等)	6	33.3%	50.0%	16.7%	0.0%
	無回答	4	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%
	児童相談所	全体 (構成比)	356 100.0%	276 77.5%	73 20.5%	4 1.1%
身体的暴力	267	76.8%	21.0%	1.1%	1.1%	
精神的暴力 (大声でどなる、人前で侮辱する 等)	156	76.3%	21.8%	1.9%	0.0%	
性的暴力 (暴力的な性行為をする、中絶を強要する 等)	5	60.0%	40.0%	0.0%	0.0%	
経済的暴力 (生活費を渡さない、外で働くことを妨害する 等)	10	20.0%	80.0%	0.0%	0.0%	
社会的暴力 (生活や人間関係を制限する 等)	3	66.7%	0.0%	33.3%	0.0%	
無回答	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

図表 被害児童の状況と重症度のクロス分析

		全体	軽度	中程度	重度	無回答
市区町村	全体 (構成比)	231 100.0%	151 65.4%	57 24.7%	13 5.6%	10 4.3%
	顔等の見える箇所にケガをした	6	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%
	性被害を受けていることが判明した	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
	食事を与えられていない状態だった	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	不衛生な状況に置かれていた	6	33.3%	50.0%	16.7%	0.0%
	上記以外の危険にさらされていると感じた	29	37.9%	44.8%	17.2%	0.0%
	特になし	168	71.4%	20.8%	3.6%	4.2%
	不明	17	82.4%	5.9%	0.0%	11.8%
	無回答	4	50.0%	25.0%	0.0%	25.0%
	児童相談所	全体 (構成比)	356 100.0%	276 77.5%	73 20.5%	4 1.1%
顔等の見える箇所にケガをした	9	77.8%	22.2%	0.0%	0.0%	
性被害を受けていることが判明した	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	
食事を与えられていない状態だった	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
不衛生な状況に置かれていた	2	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	
上記以外の危険にさらされていると感じた	20	65.0%	30.0%	5.0%	0.0%	
特になし	313	78.9%	19.5%	0.6%	1.0%	
不明	6	50.0%	33.3%	16.7%	0.0%	
無回答	6	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

図表 被害児童の過去の通告回数と重症度のクロス分析

		全体	軽度	中程度	重度	無回答
市区町村	全体 (構成比)	231 100.0%	151 65.4%	57 24.7%	13 5.6%	10 4.3%
	0回	182	68.7%	20.3%	6.0%	4.9%
	1回	29	58.6%	37.9%	0.0%	3.4%
	2回	7	42.9%	42.9%	14.3%	0.0%
	3回以上	8	37.5%	62.5%	0.0%	0.0%
	無回答	5	60.0%	20.0%	20.0%	0.0%
児童相談所	全体 (構成比)	356 100.0%	276 77.5%	73 20.5%	4 1.1%	3 0.8%
	0回	285	78.9%	18.9%	1.1%	1.1%
	1回	49	75.5%	22.4%	2.0%	0.0%
	2回	9	88.9%	11.1%	0.0%	0.0%
	3回以上	5	40.0%	60.0%	0.0%	0.0%
	無回答	8	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%

4) 重症度に応じた対応

安否確認の実施主体と重症度の関連を見てみると、児童相談所が市区町村に安否確認を依頼している相談は、重症度が低いと児童相談所が判定しているものが多い。一方、市区町村が児童相談所に依頼をしている相談、もしくは児童相談所と一緒に実施している相談では比較的重症度が高いものが多いと言える。

図表 重症度と安否確認の実施方法のクロス分析

市区町村	市区町村						児童相談所					
	N	市区町村が単独で実施	児童相談所に実施を依頼	市区町村と児童相談所が一緒に実施	その他	無回答	N	児童相談所が単独で実施	市区町村に実施を依頼	市区町村と児童相談所が一緒に実施	その他	無回答
全体	231 100.0%	34.2%	10.8%	15.2%	38.1%	1.7%	全体 356 100.0%	29.5%	9.0%	4.2%	54.5%	2.8%
軽度	151 100.0%	34.4%	9.3%	12.6%	41.7%	2.0%	軽度 276 100.0%	27.9%	9.8%	4.0%	56.2%	2.2%
中程度及び重度	70 100.0%	38.6%	12.3%	24.6%	26.3%	0.0%	中程度及び重度 77 100.0%	36.4%	6.5%	5.2%	48.1%	3.9%
無回答	10 100.0%	0.0%	10.0%	10.0%	70.0%	10.0%	無回答 3 100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%

市区町村においては、重症度が「中程度」「重度」である相談は「軽度」であるものと比較して援助内容として「面接指導(継続指導)」「面接指導(他機関あっせん)」「児童相談所への送致」が実施される割合が高い。

また、児童相談所においては重症度が「軽度」である相談は援助内容として「措置によらない指導(助言指導)」の割合が高いが、「中程度」「重度」では「軽度」と比較して、「措置によらない指導(継続指導)」の割合が高くなっている。

図表 重症度と援助内容のクロス分析:市区町村(複数回答)

市区町村	市区町村						
	N	面接指導(助言指導)	面接指導(継続指導)	面接指導(他機関あっせん)	児童相談所への事案送致	その他	無回答
全体	231	31.6%	22.9%	9.1%	16.9%	34.6%	3.9%
軽度	151	31.8%	19.9%	7.3%	11.9%	38.4%	4.0%
中程度	57	31.6%	31.6%	10.5%	22.8%	26.3%	3.5%
重度	13	38.5%	30.8%	23.1%	38.5%	23.1%	0.0%
無回答	10	6.3%	4.4%	11.0%	17.8%	11.6%	25.7%

図表 重症度と援助内容のクロス分析:児童相談所(複数回答)

児童相談所	児童相談所												
	N	措置によらない指導(助言指導)	措置によらない指導(継続指導)	措置によらない指導(他機関あっせん)	措置による指導(児童福祉司指導)	措置による指導(児童委員指導)	措置による指導(市町村指導)	措置による指導(児童家庭支援センター指導)	措置による指導(その他指導の委託)	児童福祉施設入所措置、指定発達支援医療機関委託	里親、小規模住居型児童養育事業委託	その他	無回答
全体	356	66.9%	26.4%	2.0%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.6%	0.0%	3.9%	0.8%
軽度	276	69.9%	23.9%	1.4%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.4%	0.0%	4.3%	0.4%
中程度	73	60.3%	34.2%	4.1%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	2.7%
重度	4	25.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%
無回答	3	0.0%	33.3%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%

IV. 今回の調査から見てきた警察から通告を受けた児童虐待相談(特に面前 DV 相談)に係る市区町村と児童相談所の対応の比較及び連携の可能性

1) 市区町村と児童相談所における児童虐待相談対応件数

市区町村と児童相談所が対応している児童虐待相談内容に着目すると構成比に差が見られる。最も多く見られる虐待相談は市区町村、児童相談所共に「心理的虐待」である点は一致しているが、その割合は、市区町村では 35.2% (p7) であるのに対して、児童相談所では 51.6% (p7) となっている。また、心理的虐待の内数である、面前 DV の相談割合に着目すると、市区町村では 12.0% (p7) であるのに対して、児童相談所では 25.7% (p7) を占めている。従って、児童相談所で心理的虐待相談の割合が高くなっている要因は、面前 DV 相談の件数が多いことが影響していると言える。

次に、通告経路に着目してみる。こちらも市区町村と児童相談所では傾向に大きな差が見られる。児童相談所への通告経路で最も多いのは「警察等」で全体の 44.7% (p8) を占めている。さらに、この「警察等」からの通告に着目すると、「警察等」から児童相談所への通告のおよそ半数は面前 DV についての通告となっている。即ち、「警察等」からの「面前 DV」の通告が、児童相談所における虐待相談対応件数の多くを占めており、児童相談所ではその対応に追われていることが推察される。一方、市区町村への通告経路で最も多いのは「児童相談所」で 19.1% (p8) である。このことから、児童相談所に通告が入った案件であっても、市区町村へと連携されるケースが多く存在していることが分かる。

さらに、専門職 1 人当たりの児童虐待相談対応件数を分析してみても同様の傾向が見られる。専門職 1 人当たりの 1 年間の対応件数は、市区町村では年間 16.9 件 (p7)、児童相談所では 30.3 件 (p7) と、約 2 倍の開きが見られる。この数字に対して虐待内容別の内訳を見てみると、市区町村の 16.9 件 (p7) のうち心理的虐待は 6.0 件 (8p) であるのに対して、児童相談所の 30.3 件 (p7) のうち心理的虐待は 15.4 件 (p7) と、約 1/2 が心理的虐待で占められている。また、その 15.4 件 (p7) のうち 7.7 件 (p7) が面前 DV であり、全体の約 1/4 が面前 DV で占められていることが分かる。

このような状況の結果、児童相談所では面前 DV を含む心理的虐待相談への対応件数が多く、専門職 1 人当たりの業務負荷にも影響が出ていると考えられる。

2) 警察からの通告に対する対応実態

児童相談所において警察から通告があった児童虐待相談の援助内容を見てみると、全回答件数のうち、「助言指導」が占める割合が 74.3% (p23)、「継続指導」が 17.8% (p23) であり、「助言指導」もしくは「継続指導」が占める割合は 92.1% (p23) に及ぶ。専門職 1 人当たりの件数に換算すると、警察からの通告が専門職 1 人当たりで 12.6 件 (p23) あるのに対して、「助言指導」が 8.9 件 (p23)、「継続指導」が 2.7 件 (p23) を占めている。

「助言指導」は児童虐待相談に対する援助内容としては軽微なものであり、この「助言指導」が実施されたということは、比較的軽度であった可能性が高いと言え、市区町村でも同様の援助が行えるものと考えられる。従って、上記のデータから、警察からの通告の約 75% は比較的軽度であり、約 90% は市区町村での対応可能性があると言えるのではないかと。

さらに、虐待内容別の比較を行うと、警察から児童相談所へ通告があった心理的虐待相談のうち 95.1% (p23) が「助言指導」もしくは「継続指導」で対応しているのに対して、警察からの通告におけるその他の虐待では「助言指導」もしくは「継続指導」の割合は 80.3% (24p) に留まっている。このことから、心理的虐待は、その他の虐待と比較して、「助言指導」もしくは「継続指導」がなされるケースが多いことが明らかとなっている。

ケース調査の分析結果からも、児童相談所が扱う面前 DV 相談に比較的軽度なものが多いことが示唆

されている。ケース調査において、各機関が判断した各面前 DV 相談の重症度を記入してもらった質問では、児童相談所のケースのうち 77.5% (p46) が「軽度」と評価されており、これは市区町村の 65.4% (p46) と比較しても高い値である。

児童相談所の職員と市区町村の職員では、日常的に取り扱う案件の重症度が異なるため、児童相談所では市区町村よりも重症度をやや軽く判断している可能性がある。このため一概にこの数字を単純に比較することはできないが、警察からの面前 DV 通告においては、その約 8 割が「軽度」として児童相談所職員が判断しているという点においては意味のある情報と言える。

また、市区町村の方が児童相談所よりも面前 DV による心理的虐待相談について重症度を重く判断しているということは、市区町村の方がより慎重な対応に繋がりがやすいとも考えられる。

その他、ケース調査の分析から、児童相談所では、市区町村に比べて管轄の範囲が広く、児童虐待の発生日点までの物理的な距離が遠くなる傾向にあることが明らかになった。従って、初期の安否確認までに要した時間の平均を比較すると、市区町村では 20.9 時間 (p42) であるのに対して、児童相談所では 25.2 時間 (p42) と、児童相談所のほうが時間を要していることが分かる。

通告手段を比較すると、児童相談所であっても、身柄付き通告は全体の 2.0% (p28) に留まり、96.3% (p28) が書面のみでの通告であった。また、通告の曜日の比較では、児童相談所と市区町村で傾向に差は見られず、どちらも土曜日、日曜日を除く日中に集中している。警察から通告を受けた時間帯については、無回答を除くと早朝や深夜の時間帯における通告は児童相談所でもほとんど見られなかったことから、休日や夜間における警察からの通告は少ないと推察される。

3) 市区町村での心理的虐待に対する対応実態

市区町村が対応する児童虐待相談のうち 35.2% (p7) は心理的虐待である。警察からの通告に着目すると心理的虐待件数のうち 6.8% (p13) に留まりそれほど多くはないものの、警察以外の通告経路からの心理的虐待相談の件数も多く、対応の実績としては市区町村でも十分あると言える。

初期の安否確認においても市区町村では、当該自治体が自ら安否確認を実施しているケースが全体の約半数 (p17) を占めている。児童相談所では当該機関が自ら安否確認を実施しているケースは約 33% (p17) であることと比較しても、市区町村の責任下において安否確認ができていく割合が高いと言える。

市区町村が対応する心理的虐待の援助内容を見てみると、「助言指導」及び「継続指導」が全体の約 7 割程度を占めている。児童相談所において、警察からの心理的虐待通告に対しては 95.1% (p23) が「助言指導」及び「継続指導」が実施されていたが、市区町村においても同様に心理的虐待に対しては「助言指導」及び「継続指導」が主たる援助内容となっていると言える。また、市区町村ならではの工夫や援助も見受けられる。例えば、特に職員数が少ない市区町村では初期の安否確認を「児童相談所と共同で実施する」と回答する割合が高く見られた。リソースの少なさを他機関との連携でカバーしている良例と言える。「助言指導」及び「継続指導」の際に活用・連携する事業に関する設問では、「養育支援訪問事業」「乳児家庭全戸訪問事業」「婦人保護事業等助成支援に関連する事業」「子育て短期支援事業」といった事業を活用する市区町村が多く見られた。

加えて、ケース調査において一時保護がされる割合を比較すると、「児童福祉法に基づき一時保護された(委託を含む)」の割合は市区町村と児童相談所でそれほど変わらないものの、市区町村では「DV 防止法に基づき被害児童を同伴して保護者が一時保護された(委託を含む)」が 7.4% (p43) であるのに対して、児童相談所では 3.1% (p43) となっている。

市区町村では、自治体内の他の事業や多数の関係機関と連携をして、面前 DV の原因となる DV 自体への対応も含めて、多様な支援がなされていると言える。

4) 面前 DV 相談の重症度

ケース調査における各面前 DV 相談の重症度に関しては、重症度とその他の項目との関係性が確認された。

(1) 重症度の確からしさの検証

重症度の判断が一時保護や身柄付き通告の有無とどの程度相関しているのから、重症度の判断の確からしさを検証したところ、下記の通り一定の相関が見られた。

① 一時保護

被害児童が一時保護されたケースでは、重症度が重いと判断されている割合が高い。

② 通告手段

面前 DV の通告手段が「身柄付き通告」であったケースは、重症度が重いと判断されている割合が高い。

(2) 重症度の判断基準

面前 DV においてどのようなケースにおいて、重症度が重いと判断されているのかを以下の 3 つの要素から分析した。

① 両親の DV 形態

両親の DV 形態が「身体的暴力」「精神的暴力(大声でどなる、人前で侮辱する等)」であるケースよりも「性的暴力(暴力的な性行為をする、中絶を強要する等)」「経済的暴力(生活費を渡さない、外で働くことを妨害する等)」「社会的暴力(生活や人間関係を制限する等)」であるケースの方が重症度の重いと判断されている割合が高くなっている。

② 被害状況

被害児童の状況として「顔等の見える箇所にケガをした」「性被害を受けていることが判明した」「不衛生な状況に置かれていた」「上記以外の危険にさらされていると感じた」に該当するケースではそれらが特にならないケースと比べて重症度が重いと判断される割合が高い。

③ 通告回数

該当児童について過去の通告回数が「2 回」「3 回以上」であれば、初めての通告(「0 回」)よりも重症度が重いと判断されている割合が高くなっている。

(3) 重症度に応じた対応

重症度と各面前 DV 相談への対応の実態の関係性について以下 2 つの要素から分析した。

① 安否確認

市区町村においては、重症度が「中程度・重度」である相談は「軽度」と比較して、初期の安否確認を児童相談所に依頼したケースや児童相談所と共同で実施したケースの割合が高い。

また、児童相談所においては重症度が「中程度・重度」である相談は「軽度」と比較して、初期の安否確認を児童相談所が単独で実施したケースの割合が高くなっている。

② 援助内容

市区町村においては、重症度が「中程度・重度」である相談は「軽度」と比較して援助内容として「面接指導(継続指導)」「面接指導(他機関あっせん)」「児童相談所への送致」が実施される割合が高い。

また、児童相談所においては、重症度が「軽度」である相談は援助内容として「措置によらない指導(助言指導)」の割合が高いが、「中程度・重度」では「軽度」と比較して、「措置によらない指導(継続指導)」の割合が高くなっている。

5) 市区町村と児童相談所の役割分担の見直しの必要性

上記のように、児童相談所においては警察からの面前 DV 通告の増加が主な要因で、専門職 1 人当たりの対応件数が市区町村の職員と比較して多くなっている。

面前 DV 相談を見てみると、児童相談所に通告が入ってはいるものの、案件の重症度としては軽度なものがほとんどを占めているのが実態である。

一方で、警察からの面前 DV 通告があまり入らない市区町村においても、警察以外からの通告では心理的虐待及び面前 DV は一定数存在している。これらへの対応として市区町村が実施する他の事業と連携をしている市区町村も見受けられる。

さらに、市区町村へ通告された心理的虐待相談の中でも、重症度が高いケースや複数回目の通告であるケースなどでは、児童相談所送致などの援助が実施されている。市区町村では各ケースの実態に則した対応がなされていると言える。

このような児童相談所と市区町村のそれぞれの実態を踏まえて、警察から通告される面前 DV による心理的虐待について、適切な役割分担のあり方を検討していく必要があると考えられる。

面前 DV による心理的虐待への対応は、心理的なダメージを受けた被害児童の心のケアのみでなく、DV 被害親、加害親それぞれへのケアも併せて実施することも重要である。この点において、市区町村では従来から、自治体内の様々な事業を活用して、児童のみでなく DV 被害にあう家族も含めたトータルケアを行っている実績もあり、面前 DV による心理的虐待への対応機関としての能力を有している。このようなことを踏まえて、改めて市区町村と児童相談所の適切な役割分担のあり方を考える必要がある。

また、市区町村において児童虐待対応を強化する場合には、これまでよりも多くの児童虐待相談に対応するための体制面の強化が求められる可能性がある。平成 28 年に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律において、基礎的な自治体である市区町村は子どもの最も身近な場所における支援業務を行わなければならないことが明確化された。これを踏まえ、市区町村では「市区町村子ども家庭支援拠点」の設置を含む相談体制の強化が進められているところであり、市区町村では早期にこうした機能を整備していくことが求められる。

6) 市区町村と児童相談所の役割分担に向けた今後の検証課題

本調査では、市区町村及び児童相談所それぞれの児童虐待相談への対応実態を把握することで、市区町村では保有する事業の活用や関係機関との連携等の市区町村の利点を活かして、面前 DV 相談への一定の対応がなされていることが確認できた。

しかしながら、児童相談所への通告の多数を占める警察からの面前 DV に係る通告について、どのような判断・対応等により児童相談所や市区町村への通告がなされているのか、それを受けて児童相談所が具体的にどう動いているのかまでは明らかになっていない。

そのため以下のような点について、把握・分析を今後実施していくことが必要と考える。

- (1) 児童相談所が警察から通告を受けた児童虐待相談の具体的な対応の流れ
- (2) 警察における面前 DV への対応と状況把握・判断(アセスメント)の実態

付属資料

児童虐待対応における警察との連携実態等に関するアンケート調査

機関名	(ラベル貼付)
-----	---------

- 1 **アンケートの主旨と概要**
自治体と児童相談所との適切な役割分担・連携のあり方を検討するための基礎的な情報として、急増する警察からの児童虐待通告への対応等の実態を把握するためのアンケート調査です。 **全国のすべての自治体と児童相談所に**調査票をお送りしています（悉皆調査）。
- 2 **アンケート回答者(記入者)**
本アンケートは、各児童相談所の所長宛にお送りしています。調査内容全体を見通すことができる方にご回答頂くことを想定しています。支所・分室等がある場合は、情報をお取りまとめのうえ、ご回答（記入）ください。
- 3 **記入の方法**
本調査票の設問は、「福祉行政報告例」の定義・類型に従って設計しています。平成 29 年 4 月末に厚生労働省に報告した数値等をご参照のうえ、ご回答ください。
設問の指示に従い、選択肢の番号に○もしくは該当する件数等（数字）を記入してください。ご記入頂く際の筆記用具は、鉛筆またはボールペンなど、どのようなものでもかまいません。
- 4 **返信の方法**
同封の返信用封筒（切手不要）に調査票を入れて、**平成 29 年 12 月 20 日（水）までにご投函**ください（消印有効）。
- 5 **返送いただいた回答について**
回答は、すべて統計的に処理し、個々の調査票を外部に出すことはありません。
ご多忙のところ大変恐縮ですが、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

問い合わせ先

調査実施：(株)野村総合研究所 消費サービス・ヘルスケアコンカルテイング部（担当：安田、吉澤）
〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-2 大手町フイオンジャルシティ グランキューブ
E-mail：## #chousa2017@nri.co.jp
TEL：0120-##-##-##（12/1(金)～、平日9:30-18:00まで）
調査担当：厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課 虐待防止対策推進室

児童虐待対応における警察との連携実態等に関するアンケート調査

自治体名	(ラベル貼付)
------	---------

- 1 **アンケートの主旨と概要**
自治体と児童相談所との適切な役割分担・連携のあり方を検討するための基礎的な情報として、急増する警察からの児童虐待通告への対応等の実態を把握するためのアンケート調査です。 **全国のすべての自治体と児童相談所に**調査票をお送りしています（悉皆調査）。
- 2 **アンケート回答者(記入者)**
本アンケートは、各市区町村の児童虐待対応主管課長宛にお送りしています。調査内容全体を見通すことができる主管課長もしくは代理の職にある方にご回答頂くことを想定しています。区役所・支所等を含め、複数部署にまたがる場合は、主管課にて情報をお取りまとめのうえ、ご回答（記入）ください。
- 3 **記入の方法**
本調査票の設問は、「福祉行政報告例」の定義・類型に従って設計しています。平成 29 年 4 月末に厚生労働省に報告した数値等をご参照のうえ、ご回答ください。
設問の指示に従い、選択肢の番号に○もしくは該当する件数等（数字）を記入してください。ご記入頂く際の筆記用具は、鉛筆またはボールペンなど、どのようなものでもかまいません。
- 4 **返信の方法**
同封の返信用封筒（切手不要）に調査票を入れて、**平成 29 年 12 月 20 日（水）までにご投函**ください（消印有効）。
- 5 **返送いただいた回答について**
回答は、すべて統計的に処理し、個々の調査票を外部に出すことはありません。
ご多忙のところ大変恐縮ですが、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

問い合わせ先

調査実施：(株)野村総合研究所 消費サービス・ヘルスケアコンカルテイング部（担当：安田、吉澤）
〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-2 大手町フイオンジャルシティ グランキューブ
E-mail：## #chousa2017@nri.co.jp
TEL：0120-##-##-##（12/1(金)～、平日9:30-18:00まで）
調査担当：厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課 虐待防止対策推進室

本アンケートの構成

本アンケートは以下の4つの章から構成されています。

I 貴機関の基本情報
 児童虐待に関する業務を担当する部署と、その職員数についての設問

II 児童虐待に関する相談の実態について
 平成28年度の1年間で対応した児童虐待案件の、虐待内容別、通告経路別の件数に関する設問

III 警察からの通告による相談対応の実態について
 特に警察からの通告案件に着目して、初期対応の方針、援助内容などに関する設問

IV 面前DVケースの状況について（ケース調査）
 警察から通告があった面前DVに着目して、個別の2ケースについてより詳細を回答いただく設問

I 貴機関の基本情報

問1 管轄する地域のおおよその人口と児童人口（平成29年4月1日時点）

総人口	約	人
うち 児童人口	約	人

問2 職員数（平成29年4月1日時点）

総職員数		人
うち 児童福祉司スーパーバイザー		人
うち 児童福祉司（スーパーバイザーを除く）		人
うち 児童心理司		人

問3 運営開始年月

西暦 _____年 _____月

本アンケートの構成

本アンケートは以下の5つの章から構成されています。

I 貴自治体の基本情報
 児童虐待に関する業務を担当する部署と、その職員数についての設問

II 児童虐待に関する相談の実態について
 平成28年度の1年間で対応した児童虐待案件の、虐待内容別、通告経路別の件数に関する設問

III 心理的虐待への対応状況について
 特に心理的虐待（面前DVを含む）に着目して、その援助内容、連携する他機関、活用する事業などに関する設問

IV 警察からの通告による相談対応の実態について
 特に警察からの通告案件に着目して、初期対応の方針、援助内容などに関する設問

V 面前DVケースの状況について（ケース調査）
 警察から通告があった面前DVに着目して、個別の1ケースについてより詳細を回答いただく設問

I 貴自治体の基本情報

問1 児童虐待に関する業務を主に担当する部署名

_____局・部 _____課・室

問2 管内のおおよその人口と児童人口（平成29年4月1日時点）

総人口	約	人
うち 児童人口	約	人

問3 児童虐待に関する業務を担当する職員数（平成29年4月1日時点）
 ※区役所や支所等に勤務する職員も含む

(1)児童福祉司と同様の資格を有する職員数	人
(2)その他の専門職数 （保健師、助産師、保育士、児童厚生員、社会福祉士、精神保健福祉士、心理職、その他 等）	人

II 児童虐待に関する相談の実態について

問 4 貴機関において平成 28 年度の 1 年間で対応をした児童虐待の件数についてご回答ください。
 「合計」欄の数値と、内わけの合計が一致するようにご記入ください。0 件の場合は 0 とご記入ください。

虐待内容別内わけ	対応件数	
	件	うち、身柄付き通告の件数 件
身体的虐待	件	件
性的虐待	件	件
ネグレクト	件	件
心理的虐待	件	件
うち、面前 DV に該当する件数	件	件
通告経路別内わけ	※内わけの合計が合計欄と一致するように記載ください	
警察等	[A]	件
うち、面前 DV に該当する件数	件	件
家族・親戚	件	件
近隣・知人	件	件
児童本人	件	件
児童相談所	件	件
福祉事務所	件	件
保健センター	件	件
児童委員	件	件
保育所	件	件
児童福祉施設（保育所除く）	件	件
幼稚園	件	件
学校	件	件
教育委員会等	件	件
保健所	件	件
医療機関	件	件
その他	件	件

II 児童虐待に関する相談の実態について

問 4 貴自治体において平成 28 年度の 1 年間で対応をした児童虐待の件数についてご回答ください。
 「合計」欄の数値と、内わけの合計が一致するようにご記入ください。0 件の場合は 0 とご記入ください。

虐待内容別内わけ	対応件数	
	件	件
身体的虐待	件	件
性的虐待	件	件
ネグレクト	件	件
心理的虐待	件	件
うち、面前 DV に該当する件数	[A]	件
通告経路別内わけ	※内わけの合計が合計欄と一致するように記載ください	
警察等	[B]	件
うち、面前 DV に該当する件数	件	件
家族・親戚	件	件
近隣・知人	件	件
児童本人	件	件
児童相談所	件	件
福祉事務所	件	件
保健センター	件	件
児童委員	件	件
保育所	件	件
児童福祉施設（保育所除く）	件	件
幼稚園	件	件
学校	件	件
教育委員会等	件	件
保健所	件	件
医療機関	件	件
その他	件	件

Ⅲ 警察からの通告（問4[A]）による相談対応の実態について

問5 警察からの児童虐待事案の通告時において、初期の安否確認の方法について対応方法を決めていますか。

（○は1つ）

- 1 原則、児童相談所が単独で実施する
- 2 原則、市区町村に依頼する
- 3 原則、児童相談所と市区町村が一緒に実施する
- 4 案件毎に判断している

問6 警察からの児童虐待事案の通告時において、面談DVであると連絡を受けたが、面談DVによる心理的虐待としての対応件数に計上しなかったケースがどれくらいあったかを把握していますか。（概数で結構です）

1 把握していない _____ → およそ () 件
 2 把握している _____

問7 警察からの児童虐待事案における被害児童の性・年齢別の件数をご回答ください。
 下表の合計件数が、問4[A]の警察からの通告件数と一致するようにご回答ください。

年齢	性別	
	男子	女子
0～3歳	件	件
3歳～学齢前	件	件
小学生	件	件
中学生	件	件
高校生・その他	件	件

問8 警察からの児童虐待事案の虐待内容別の件数をご回答ください。
 下表の合計件数が、問4[A]の警察からの通告件数と一致するようにご回答ください。

虐待内容	合計	うち、児童の一時保護が必要になった事案
身体的虐待	件	件
性的虐待	件	件
ネグレクト	件	件
心理的虐待	件	件
うち、面談DVに該当する件数	件	件

問9 問8の「身体的虐待」の件数の中で、通告時点より遡って1年以内に面談DVによる心理的虐待として通告され、対応した事案の件数をご回答ください。

※お手をかけますが、統計で明らかにされていない実態の把握のために、重要な設問です。ご協力をお願いいたします。

_____ 件

Ⅲ 心理的虐待（問4[A]）への対応状況について

問5 心理的虐待の対応件数について、通告経路・援助内容別の件数をご回答ください。
 「心理的虐待 合計」欄の「警察」、「その他（警察以外）」の通告件数の合計（太枠内）が、問4[A]の件数と一致するようにご回答ください。

援助内容	通告経路		警察		その他（警察以外）	
	虐待内容	心理的虐待の件数	心理的虐待の件数	うち、面談DVに該当する件数	心理的虐待の件数	うち、面談DVに該当する件数
心理的虐待 合計[A]		件	件	件	件	件
	面談	_____	_____	_____	_____	_____
	接指導	_____	_____	_____	_____	_____
	継続指導	_____	_____	_____	_____	_____
	他機関あわせん	_____	_____	_____	_____	_____
児童相談所送致	_____	_____	_____	_____	_____	
その他	_____	_____	_____	_____	_____	_____

問6 問5における「助言指導」、「継続指導」を実施する際に、よく活用・連携している事業はありますか。通告経路別にそれぞれご回答ください。（あてはまるものすべてに○）
 ※各事業名については、厚生労働省の補助事業名であり、各自治体独自の名称で行っているものも含めてください。

事業	警察 ↓	その他（警察以外） ↓
新生児訪問事業	1	1
産後ケア事業	2	2
産前・産後サポート事業	3	3
乳児家庭全戸訪問事業	4	4
子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）	5	5
一時預かり事業	6	6
地域子育て支援拠点事業	7	7
利用者支援事業	8	8
子育て短期支援事業（ショートステイ・ワイルドステイ事業）	9	9
養育支援訪問事業	10	10
婦人保護事業等女性支援に関連する事業	11	11
精神保健・精神障害福祉に関連する事業	12	12
その他の事業（具体的に：_____）	13	13
特に活用している事業はない	14	14

問 10 警察からの児童虐待事案の援助内容の件数をお答えください

下表の合計件数が、問4【A】の警察からの通告件数と一致するようにご回答ください。

※お手数をおかけしますが、統計で明らかになっていない実態の把握のために、重要な説明です。ご協力をお願いします。

援助内容	虐待類型		合計 件数	身体的 虐待	性的 虐待	ネグレ クト	心理的 虐待	うち、 面前DV
	児童相談所 による指導	警察からの 指導						
在宅指導等	措置による指導	助言指導	件	件	件	件	件	件
		継続指導	件	件	件	件	件	件
児童福祉施設 入所措置、 指定発達支援医療機関委託 里親、 小規模住居型児童養育事業委託 その他	児童相談所 による指導	他機関あわせん	件	件	件	件	件	件
		児童福祉司指導	件	件	件	件	件	件
		児童委員指導	件	件	件	件	件	件
		市町村指導	件	件	件	件	件	件
		児童家庭支援 センター指導	件	件	件	件	件	件
		その他指導の委託	件	件	件	件	件	件
		児童福祉施設入所措置、 指定発達支援医療機関委託	件	件	件	件	件	件
		里親、	件	件	件	件	件	件
		小規模住居型児童養育事業委託	件	件	件	件	件	件
		その他	件	件	件	件	件	件

問 11 問 10 における「継続指導」、「他機関あわせん」を実施する際に、よく連携を行う機関はありますか。援助内容別にそれぞれご回答ください。(あてはまるものすべてに○)

機関	援助内容		他機関 あわせん↓
	継続指導↓	他機関 あわせん↓	
他の児童相談所	1	1	1
市区町村	2	2	2
福祉事務所	3	3	3
保健所・保健センター	4	4	4
児童家庭支援センター	5	5	5
保育所	6	6	6
児童福祉施設	7	7	7
里親	8	8	8
警察等	9	9	9
学校、幼稚園、教育委員会	10	10	10
児童委員	11	11	11
医療機関	12	12	12
婦人保護等に関連する機関(配偶者暴力相談センター、婦人相談所、婦人保護施設 等)	13	13	13
精神保健・精神障害福祉の関連機関(精神保健福祉センター 等)	14	14	14
家庭裁判所	15	15	15
その他 ()	16	16	16
特になし	17	17	17

問 7 問 5 における「他機関あわせん」の際に、よくあわせんする機関はありますか。通告経路別にそれぞれご回答ください。(あてはまるものすべてに○)

機関	通告経路	警察 ↓	その他 (警察以外) ↓
福祉事務所	児童相談所 による指導	1	1
保健所・保健センター		2	2
児童家庭支援センター		3	3
保育所		4	4
児童福祉施設		5	5
里親		6	6
警察等		7	7
学校、幼稚園、教育委員会		8	8
児童委員		9	9
医療機関		10	10
婦人保護等に関連する機関 (配偶者暴力相談センター、婦人相談所、婦人保護施設 等)		11	11
精神保健・精神障害福祉の関連機関 (精神保健福祉センター 等)	12	12	
家庭裁判所	13	13	
その他	14	14	
よくあわせんをする機関は持たない	15	15	

問 8 問 5 における「児童相談所送致」の際、通常、どのような点を重視して判断していますか。(あてはまるものすべてに○)

1 被害児童が顔等の見える箇所にケガをしているとき	7 被害親が入院や保護により家に戻れないとき
2 被害児童が性被害を受けていると判明したとき	8 被害親が精神的ショック・恫え等のために児童に対して十分な配慮等ができないと感じたとき
3 被害児童に食事を与えられていないとき	9 加害親に精神疾患・精神障害やアルコール中毒等、極端に暴力的な習性があると感じられるとき
4 被害児童が不衛生な状況に置かれているとき	10 加害親が興奮や錯乱等で落ち着かないとき
5 被害児童がその他の危険にさらされていると感じたとき	11 その他 (具体的に)
6 同じ被害児童に関する2 度目以降の通告であるとき	

V 面前 DV ケースの状況について（ケース調査）

※警察からの通告により対応した面前 DV による心理的虐待のケースのうち、平成 29 年度に入ってから最初に対応したケースと 2 番目に対応したケースの 2 件について詳しく回答ください。

※個人の名前・団体名等の固有名称、住所等、個人・団体が特定される情報は記載しないようにしてください。

設問	ケース 1	ケース 2
Q1 通告手段（○は1つ）	1 書面のみで通告 2 身柄付き通告	1 書面のみで通告 2 身柄付き通告
Q2 警察からの連絡を受けた曜日/時間	曜日 (午前・午後) _____ 時	曜日 (午前・午後) _____ 時
Q3 貴機関から現場までの距離	貴機関からおよそ _____ km (公共交通機関・自動車)で _____ 分圏	貴機関からおよそ _____ km (公共交通機関・自動車)で _____ 分圏
Q4 DV の加害者と被害者	DV 加害者 (○は1つ)	1 実父 2 養父・継父 3 内縁の夫 4 その他男性 5 実母 6 養母・継母 7 内縁の妻 8 その他女性
	DV 被害者 (○は1つ)	1 実父 2 養父・継父 3 内縁の夫 4 その他男性 5 実母 6 養母・継母 7 内縁の妻 8 その他女性
Q5 DV の形態 (あてはまるものすべてに○)	身体的暴力 ⇒ SQ5-1 へ	1 身体的暴力 ⇒ SQ5-1 へ 2 精神的暴力(大声で叱る、人前で侮辱する等) 3 性的暴力(暴力的な性行為、中絶の強要等) 4 経済的暴力(生活費を渡さない等) 5 社会的暴力(生活や人間関係を制限する等)
	SQ5-1 DV 被害者の状況 (○は1つ)	1 入院または保護を要するようケガをした 2 治療を要するようケガをした 3 軽いケガ等があったが、治療を要するものではなかった 4 特にケガはなかった
Q6 面前 DV による心理的虐待を受けた被害児童の性・年齢	性別	1 男子 2 女子
	年齢	_____ 歳

IV 警察からの通告（問 4 [B]）による相談対応の実態について

問 9 警察からの児童虐待事案の通告時において、初期の安否確認の方法について対応方法を決めていますか。
(○は1つ)

- 1 原則、貴自治体が単独で実施する
- 2 原則、児童相談所に依頼する
- 3 原則、貴自治体と児童相談所が一緒に実施する
- 4 案件毎に判断する

問 10 警察からの児童虐待事案の通告時において、面前 DV であるご連絡を受けたが、面前 DV による心理的虐待との対応件数に計しなかったケースがどれくらいあったかを把握していますか。(概数で結構です)

- 1 把握していない
- 2 把握している _____ およそ () 件

問 11 警察からの児童虐待事案における被害児童の性・年齢別の件数をご回答ください。
下表の合計件数が、問 4 [B] の警察からの通告件数と一致するようにご回答ください。

年齢	性別	
	男子	女子
0～3 歳	_____ 件	_____ 件
3 歳～学齢前	_____ 件	_____ 件
小学生	_____ 件	_____ 件
中学生	_____ 件	_____ 件
高校生・その他	_____ 件	_____ 件

問 12 警察からの児童虐待事案の虐待内容別の件数をご回答ください。
下表の合計件数が、問 4 [B] の警察からの通告件数と一致するようにご回答ください。

虐待内容	合計	うち、児童の一時保護が必要になった事案
身体的虐待	_____ 件	_____ 件
性的虐待	_____ 件	_____ 件
ネグレクト	_____ 件	_____ 件
心理的虐待	_____ 件	_____ 件
うち、面前 DV に該当する件数	_____ 件	_____ 件

問 13 問 12 の「身体的虐待」の件数の中で、通告時点より遡って 1 年以内に面前 DV による心理的虐待として通告され、対応した事案の件数をご回答ください。

※お手数をおかけしますが、統計で明らかになっていない実態の把握のために、重要な設問です。ご協力をお願いいたします。

	_____ 件
--	---------

V 面前 DV ケースの状況について（ケース調査）

※警察からの通告により対応した面前 DV による心理的虐待ケースのうち、平成 29 年度に入ってから最初に対応したケース 1 件について詳しくご回答ください。

※個人の名前・団体名等の固有名称、住所等、個人・団体が特定される情報は記載しないようしてください。

Q1 警察からの連絡を受けた曜日/時間	曜日 _____ 曜日 _____ 連絡を受けた時間 (午前・午後) _____ 時 _____ 分
Q2 担当部署から現場までの距離	担当部署からおおよそ _____ km (公共交通機関・自動車) で _____ 分圏
Q3 DV の加害親と被害親	DV 加害親 (○は 1 つ) 1 実父 5 実母 2 養父・継父 6 養母・継母 3 内縁の夫 7 内縁の妻 4 その他男性 8 その他女性
	DV 被害親 (○は 1 つ) 1 実父 5 実母 2 養父・継父 6 養母・継母 3 内縁の夫 7 内縁の妻 4 その他男性 8 その他女性
Q4 DV の形態 (あてはまるものすべてに○)	1 身体的暴力 ⇒ SQ4-1A 2 精神的暴力 (大声などなる、人前で侮辱する等) 3 性的暴力 (暴力的な性行為をする、中絶を強要する等) 4 経済的暴力 (生活費を減さい、外で働くことを妨害する等) 5 社会的暴力 (生活や人間関係を制限する等) Q4-1 DV 被害親の状況 (○は 1 つ) 1 入浴または保護を要するようなケガをした 2 治療を要するようなケガをした 3 軽いケガ等があったが、治療を要するものではなかった 4 特にケガはなかった
Q5 面前 DV による心理的虐待を受けた被害児童の性・年齢	性別 _____ 年齢 _____ 1 男子 2 女子
	1 隣等の見える箇所にケガをした 2 性被害を受けていることが判明した 3 食事を与えられていない状態だった 4 不衛生な状況に置かれていた 5 上記以外の危険にさらされていると感じた 6 特になし 7 不明
Q6 被害児童の面前 DV による心理的虐待以外の被害状況 (あてはまるものすべてに○)	1 軽度 2 中程度 3 重度
Q7 担当部署が判断した、本件における児童虐待の重症度 (○は 1 つ)	1 成人は誰もいなかった 2 祖父 3 祖母 4 被害児童の兄弟 5 その他の親族 6 近隣に住民 7 父母の友人・知人 8 その他 (具体的に: _____) 人 _____
Q8 面前 DV が行われた時点で同じ場所にいたその他の成人 (あてはまるものすべてに○)	1 軽度 2 中程度 3 重度
Q9 面前 DV の加害親・被害親を念ゆ、当該児童と日常的に生活をもとにしている世帯人数	1 成人は誰もいなかった 2 祖父 3 祖母 4 被害児童の兄弟 5 その他の親族 6 近隣に住民 7 父母の友人・知人 8 その他 (具体的に: _____) 人 _____
Q10 DV の加害親・被害親を念ゆ、当該児童と日常的に生活をもとにしている世帯人数	1 実父 5 実母 2 養父・継父 6 養母・継母 3 内縁の夫 7 内縁の妻 4 実母 8 兄弟・姉妹 9 祖父 10 祖母 11 その他の親族 12 親族以外
Q11 当該児童と日常的に生活をともにしている人の続柄 (あてはまるものすべてに○)	1 実父 5 実母 2 養父・継父 6 養母・継母 3 内縁の夫 7 内縁の妻 4 実母 8 兄弟・姉妹 9 祖父 10 祖母 11 その他の親族 12 親族以外
Q12 生活保護及び生活困窮者自立支援制度の適用状況 (○は 1 つ)	1 生活保護を受けている 2 生活困窮者自立支援制度を利用している 3 どちらも利用していない 4 不明
Q13 当該児童の児童虐待通告は初めてか (○は 1 つ)	1 初めて 2 初めてではない →過去の通告回数 (概数可) _____ 回
SQ13-1 Q13 で「2 初めてではない」にあてはまる場合、過去の通告時に見られていた状況 (あてはまるものすべてに○)	1 身体的虐待 2 性的虐待 3 ネグレクト 4 面前 DV による心理的虐待 5 その他の心理的虐待

Q7 被害児童の、面前 DV による心理的虐待以外の被害状況 (あてはまるものすべてに○)	ケース 1 1 隣等の見える箇所にケガをしていた 2 性被害を受けていることが判明した 3 食事を与えられていない状態だった 4 不衛生な状況に置かれていた 5 上記以外の危険にさらされていると感じた 6 特になし 7 不明	ケース 2 1 隣等の見える箇所にケガをしていた 2 性被害を受けていることが判明した 3 食事を与えられていない状態だった 4 不衛生な状況に置かれていた 5 上記以外の危険にさらされていると感じた 6 特になし 7 不明
Q8 児童相談所が判断した、本件における児童虐待の重症度 (○は 1 つ)	1 軽度 2 中程度 3 重度	1 軽度 2 中程度 3 重度
Q9 面前 DV が行われた時点で同じ場所にいたその他の成人 (あてはまるものすべてに○)	1 成人は誰もいなかった 2 祖父 3 祖母 4 被害児童の兄弟 5 その他の親族 6 近隣に住民 7 父母の友人・知人 8 その他 (具体的に: _____) 人 _____	1 成人は誰もいなかった 2 祖父 3 祖母 4 被害児童の兄弟 5 その他の親族 6 近隣に住民 7 父母の友人・知人 8 その他 (具体的に: _____) 人 _____
Q10 DV の加害親・被害親を念ゆ、当該児童と日常的に生活をもとにしている世帯人数	1 実父 5 実母 2 養父・継父 6 養母・継母 3 内縁の夫 7 内縁の妻 4 実母 8 兄弟・姉妹 9 祖父 10 祖母 11 その他の親族 12 親族以外	1 実父 5 実母 2 養父・継父 6 養母・継母 3 内縁の夫 7 内縁の妻 4 実母 8 兄弟・姉妹 9 祖父 10 祖母 11 その他の親族 12 親族以外
Q11 当該児童と日常的に生活をともにしている人の続柄 (あてはまるものすべてに○)	1 実父 5 実母 2 養父・継父 6 養母・継母 3 内縁の夫 7 内縁の妻 4 実母 8 兄弟・姉妹 9 祖父 10 祖母 11 その他の親族 12 親族以外	1 実父 5 実母 2 養父・継父 6 養母・継母 3 内縁の夫 7 内縁の妻 4 実母 8 兄弟・姉妹 9 祖父 10 祖母 11 その他の親族 12 親族以外
Q12 生活保護及び生活困窮者自立支援制度の適用状況 (○は 1 つ)	1 生活保護を受けている 2 生活困窮者自立支援制度を利用している 3 どちらも利用していない 4 不明	1 生活保護を受けている 2 生活困窮者自立支援制度を利用している 3 どちらも利用していない 4 不明
Q13 当該児童の児童虐待通告は初めてか (○は 1 つ)	1 初めて 2 初めてではない →過去の通告回数 (概数可) _____ 回	1 初めて 2 初めてではない →過去の通告回数 (概数可) _____ 回
SQ13-1 Q13 で「2 初めてではない」にあてはまる場合、過去の通告時に見られていた状況 (あてはまるものすべてに○)	1 身体的虐待 2 性的虐待 3 ネグレクト 4 面前 DV による心理的虐待 5 その他の心理的虐待	1 身体的虐待 2 性的虐待 3 ネグレクト 4 面前 DV による心理的虐待 5 その他の心理的虐待

Q9 DVの加害者、被害者を含め、当該児童と日常的に生活をともにしている世帯人数	_____人
Q10 当該児童と日常的に生活をともにしている世帯人数 人の総柄 (あてはまるものすべてに○)	1 実父 2 養父・継父 3 内縁の夫 4 実母 5 養母・継母 6 内縁の妻 7 兄・姉 8 弟・妹 9 祖父 10 祖母 11 その他の親族 12 親族以外
Q11 生活保護及び生活困窮者自立支援制度の適用状況 (○は1つ)	1 生活保護を受けている 2 生活困窮者自立支援制度を利用している 3 どちらも利用していない 4 不明
Q12 当該児童の児童虐待通告は初めてか (○は1つ)	1 初めて 2 初めてではない →過去の通告回数 (概数でも可) _____回
SQ12-1 Q12 で「2」初めてではないにあってはまる場合、過去の通告時に見られていた状況 (あてはまるものすべてに○)	1 身体的虐待 2 性的虐待 3 ネグレクト 4 面前DVによる心理的虐待 5 その他の心理的虐待
Q13 初期の安否 確認 (○は1つ)	1 自治体が単独で実施 2 児童相談所に実施を依頼 3 自治体と児童相談所が一緒に実施 4 その他
Q14 安否が確認されるまでに要した時間 (例：10時間、36時間など)	_____時間
Q15 被害児童の一時保護実施の有無 (○は1つ) ※DV防止法：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	1 児童福祉法に基づき一時保護をした (委託を含む) 2 DV防止法 (※) に基づき被害児童を同伴して保護者が一時保護された (委託を含む) 3 一時保護はされなかった
Q16 面前DVによる心理的虐待を受けた被害児童に対して行った援助内容 (あてはまるものすべてに○)	1 面接指導 (助言指導) 2 面接指導 (継続指導) 3 面接指導 (他機関あわせも)
Q17 Q16の援助のために連携した機関 (あてはまるものすべてに○)	1 児童相談所 2 福祉事務所 3 保健所・保健センター 4 児童家庭支援センター 5 保育所 6 児童福祉施設 7 里親 8 警察等 9 学校、幼稚園、教育委員会 10 児童委員 11 医療機関 12 婦人保護に関する機関 (配偶者暴力相談センター、婦人相談所、婦人保護施設 等) 13 精神保健・精神障害への対応機関 (精神保健福祉センター 等) 14 家庭裁判所 15 その他 (具体的に：) 16 特に連携はしなかった

Q14 初期の安否確認 (○は1つ)	ケース1	ケース2
Q15 安否が確認されるまでに要した時間 (例：10時間、36時間など)	1 児童相談所が単独で実施 2 市区町村に実施を依頼 3 児童相談所と市区町村が一緒に実施 4 その他の機関	1 児童相談所が単独で実施 2 市区町村に実施を依頼 3 児童相談所と市区町村が一緒に実施 4 その他の機関
Q16 被害児童の一時保護実施の有無 (○は1つ) ※DV防止法：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	1 児童福祉法に基づき一時保護をした (委託を含む) 2 DV防止法 (※) に基づき被害児童を同伴して保護者が一時保護された (委託を含む) 3 一時保護はされなかった	1 児童福祉法に基づき一時保護をした (委託を含む) 2 DV防止法 (※) に基づき被害児童を同伴して保護者が一時保護された (委託を含む) 3 一時保護はされなかった
Q17 面前DVによる心理的虐待を受けた被害児童に対して行った援助内容 (あてはまるものすべてに○)	1 措置による指導 (助言指導) 2 措置による指導 (継続指導) 3 措置による指導 (他機関あわせも) 4 措置による指導 (児童福祉所指導) 5 措置による指導 (児童委員指導) 6 措置による指導 (市町村指導) 7 措置による指導 (児童家庭支援センター指導) 8 措置による指導 (その他指導の委託) 9 児童福祉施設入所措置、指定発達支援医療機関委託 10 里親、小規模住居型児童養育事業委託 11 その他	1 措置による指導 (助言指導) 2 措置による指導 (継続指導) 3 措置による指導 (他機関あわせも) 4 措置による指導 (児童福祉所指導) 5 措置による指導 (児童委員指導) 6 措置による指導 (市町村指導) 7 措置による指導 (児童家庭支援センター指導) 8 措置による指導 (その他指導の委託) 9 児童福祉施設入所措置、指定発達支援医療機関委託 10 里親、小規模住居型児童養育事業委託 11 その他
Q18 Q17の援助のために連携した機関 (あてはまるものすべてに○)	1 市区町村 2 他の児童相談所 3 福祉事務所 4 保健所・保健センター 5 児童家庭支援センター 6 保育所 7 児童福祉施設 8 里親 9 警察等 10 学校、幼稚園、教育委員会 11 児童委員 12 医療機関 13 婦人保護に関する機関 (配偶者暴力相談センター、婦人相談所、婦人保護施設 等) 14 精神保健・精神障害への対応機関 (精神保健福祉センター 等) 15 家庭裁判所 16 その他 (具体的に：) 17 特に連携はしなかった	1 市区町村 2 他の児童相談所 3 福祉事務所 4 保健所・保健センター 5 児童家庭支援センター 6 保育所 7 児童福祉施設 8 里親 9 警察等 10 学校、幼稚園、教育委員会 11 児童委員 12 医療機関 13 婦人保護に関する機関 (配偶者暴力相談センター、婦人相談所、婦人保護施設 等) 14 精神保健・精神障害への対応機関 (精神保健福祉センター 等) 15 家庭裁判所 16 その他 (具体的に：) 17 特に連携はしなかった

アンケートは以上です。ご協力、ありがとうございます。

アンケートは以上です。ご協力、ありがとうございます。

平成 29 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金
児童相談所及び市町村に対する警察からの児童虐待通告等の
実態把握のための調査研究
報告書

平成 30 年 3 月

株式会社 野村総合研究所

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ
TEL : 03-5533-2111(代表)

〔ユニットコード: 6996027〕